

平成 27 年度
産業生活常任委員会 年間白書

平成 28 年 5 月

四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ~ P 2 4
3. 所管事務調査報告書	P 2 6 ~ P 6 6
4. 行政視察報告書	P 6 7 ~ P 1 0 1

1. 委員会の構成

委員長 森 智 広

副委員長 小 林 博 次

委 員 伊 藤 修 一

荻 須 智 之

笹 岡 秀 太 郎

豊 田 祥 司

中 森 慎 二

日 置 記 平

諸 岡 覚

2. 委員会開催状況

産業生活常任委員会 事項書

平成 27 年 5 月 18 日

第 3 委員会室

1. 委員長の互選について
2. 副委員長の互選について
3. 各種委員の選出について
 - ①三泗鈴亀農業共済事務組合議会議員……4 名
次回組合議会 5 月 28 日（木）14:00～
4. 管内視察について（案）
 - ① 5 月 26 日（火）
 - ② 6 月 1 日（月）
5. 行政視察について（案）
 - ① 7 月 22 日（水）～ 24 日（金）
 - ② 7 月 27 日（月）～ 29 日（水）

産業生活常任委員会審査順序
予算常任委員会産業生活分科会審査順序

平成27年6月18日（木）10：00～

○**商工農水部** 《予算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第2号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出 第6款農林水産業費 第1項農業費

…補正予算書P14

第7款商工費 第1項商工費

…補正予算書P14

2. 議案第14号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出 第7款商工費 第1項商工費

…補正予算書(2)P10

第2条 債務負担行為の補正

…補正予算書(2)P8

○**商工農水部** 《産業生活常任委員会》

3. 議案第12号 損害賠償請求に関する和解について

…議案書P61

○**商工農水部** 《産業生活常任委員会所管事務調査》

4. プレミアム付商品券発行事業について

○**市立四日市病院** 《予算常任委員会産業生活分科会》

5. 議案第3号 平成27年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算

…補正予算書P19

○**市民文化部** 《予算常任委員会産業生活分科会》

6. 議案第2号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出 第2款総務費 第1項総務管理費

第17目コミュニティ活動費

…補正予算書P14

第19目文化振興費

…補正予算書P14

○**市民文化部** <<産業生活常任委員会>>

7. 議案第7号 町の区域の変更について

…議案書 P47

○**市民文化部** <<産業生活常任委員会協議会>>

8. 市民協働促進計画の策定について

○**その他**

9. 競輪場管内視察について

①日程の決定

1案：7月16日（木）

2案：7月17日（金）

10. 休会中の所管事務調査について

①日程の決定

（第1回）1案：7月16日（木）13:30～

2案：7月17日（金）13:30～

（第2回）1案：8月10日（月）13:30～

2案：8月11日（火）10:00～

②調査項目の決定

11. 行政視察について

7月27日（月）～29日（水）

行程表は別紙のとおり

12. 議会報告会について

日時：7月7日（火）18:30～20:45

会場：あさけプラザ2階第4・5会議室

シティ・ミーティング議題：四日市市の観光・文化振興について

産業生活常任委員会事項書

平成27年7月16日（木）10：00～

（産業生活常任委員会所管事務調査）

1. 有害鳥獣対策について

（産業生活常任委員会）

2. 6月定例会議会 議会報告会市民意見のまとめについて

3. その他

- ・次回所管事務調査の実施について

①日程

平成27年8月10日（月）13:30～

②議題 文化の駅メインステーション事業について

- ・行政視察について

- ・競輪場視察について

産業生活常任委員会事項書

平成27年8月10日（月）13：30～

（産業生活常任委員会所管事務調査）

1. 有害鳥獣対策について

（産業生活常任委員会所管事務調査）

2. 文化の駅メインステーション事業について

3. その他

・競輪場視察について

（日程案）①11月10日（火）

②11月11日（水）

産業生活常任委員会審査順序
予算／決算常任委員会産業生活分科会審査順序

平成27年9月11日（金）10：00～

○市立四日市病院

《決算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第18号 平成26年度市立四日市病院事業決算認定について

…決算書(市立四日市病院)P1

○商工農水部

【けいりん事業課所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

2. 議案第17号 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○特別会計

競輪事業特別会計

…決算書 P273

…主要施策実績報告書 P219

《予算常任委員会産業生活分科会》

3. 議案第22号 平成27年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

…補正予算書 P27

○商工農水部

【商業勤労課、観光推進課、工業振興課所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

4. 議案第17号 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出 第2款総務費 第1項総務管理費中関係部分

…決算書 P162

…主要施策実績報告書 P48

第5款労働費 第1項労働諸費

…決算書 P214

…主要施策実績報告書 P137

第7款商工費 第1項商工費

…決算書 P224

…主要施策実績報告書 P146

《予算常任委員会産業生活分科会》

5. 議案第21号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出 第7款商工費 第1項商工費

…補正予算書 P18

○**商工農水部**

【農水振興課所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

6. 議案第 17 号 平成 26 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出	第 6 款農林水産業費	第 1 項農業費	…決算書 P216
			…主要施策実績報告書 P138
		第 2 項畜産業費	…主要施策実績報告書 P142
		第 3 項農地費（上下水道局所管部分を除く）	…主要施策実績報告書 P142
		第 4 項水産業費	…主要施策実績報告書 P144
歳出	第 13 款災害復旧費	第 2 項農林水産施設災害復旧費	…決算書 P270
			…主要施策実績報告書 P218

○特別会計

	食肉センター食肉市場特別会計	…決算書 P317
		…主要施策実績報告書 P245

○**市民文化部**

【市民生活課、文化振興課、市民協働安全課所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

7. 議案第 17 号 平成 26 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出	第 2 款総務費	第 1 項総務管理費	…決算書 P154
		第 1 目一般管理費中関係部分	…主要施策実績報告書 P39
		第 4 目文書広報費中関係部分	… // P44
		第 8 目企画費中関係部分	… // P48
		第 10 目総合支所費	… // P51
		第 11 目地区市民センター費	… // P52
		第 12 目国際化推進費中関係部分	… // P52
		第 14 目計量消費経済費	… // P55
		第 18 目コミュニティ活動費	… // P60
		第 19 目市民活動費	… // P61
		第 20 目文化振興費	… // P62
		第 21 目生涯学習振興費	… // P64
		第 22 目諸費中関係部分	… // P67
第 10 款教育費	第 5 項社会教育費	…決算書 P260	
	第 3 目公民館費中関係部分	… //	P208

《予算常任委員会産業生活分科会》

8. 議案第 21 号 平成 27 年度四日市市一般会計補正予算（第 5 号）

第 2 条	債務負担行為の補正中関係部分	…補正予算書 P 8
-------	----------------	------------

【男女共同参画課、市民課、あさけプラザ所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

9. 議案第 17 号 平成 26 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費	…決算書 P154
第 13 目あさけプラザ費	…主要施策実績報告書 P54
第 17 目男女共同参画費	… // P59
第 3 項戸籍住民基本台帳費	…決算書 P176
	…主要施策実績報告書 P70

《産業生活常任委員会》

10. 議案第 27 号 四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正について …議案書 P21

○**市民文化部**

《産業生活常任委員会協議会》

11. (仮称) 客引き行為等防止に関する条例素案の見直しについて

12. 市民協働促進計画の策定について

13. 四日市市文化振興ビジョンの見直しについて

○**その他**

14. 7、8 月休会中所管事務調査報告書案について

15. 休会中の所管事務調査について

<日程案>

第 1 回 1 案 10月23日 (金) 午前
2 案 10月23日 (金) 午後

第 2 回 1 案 11月10日 (火) 午後
2 案 11月10日 (火) 午前

(予備日) 11月 6 日 (金) 午前・午後

16. 8月定例会議会 議会報告会について

日時：平成27年10月9日（金） 午後6時30分～

場所：四日市市総合会館7階 第1研修室

テーマ：四日市市の産業振興について

17. 競輪場管内視察について

日時：平成27年11月10日（火） 午後5時30分～

産業生活常任委員会事項書

平成27年10月23日（金）10：00～

（産業生活常任委員会所管事務調査）

1. コンビナートの現状と今後の方向性について

（産業生活常任委員会）

2. 8月定例会議会 議会報告会市民意見のまとめについて

3. その他

- ・次回所管事務調査の実施について

日程：平成27年11月10日（火）13:30～

- ・競輪場視察について

日程：平成27年11月10日（火）17:30～

産業生活常任委員会事項書

平成27年11月10日（火）13：30～

（産業生活常任委員会所管事務調査）

1. コンビナートの現状と今後の方向性について

（産業生活常任委員会）

2. 競輪場視察について

産業生活常任委員会審査順序
予算常任委員会産業生活分科会審査順序

平成27年12月11日（金）10：00～

○**市立四日市病院** ≪予算常任委員会産業生活分科会≫

1. 議案第45号 平成27年度市立四日市病院事業会計第2回補正予算 …補正予算書 P111

○**市民文化部** ≪予算常任委員会産業生活分科会≫

2. 議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）
第3条 債務負担行為の補正中関係部分 …補正予算書 P12、65

○**市民文化部** ≪産業生活常任委員会≫

3. 議案第50号 四日市市客引き行為等の防止に関する条例の制定について …議案書 P59

○**商工農水部** ≪予算常任委員会産業生活分科会≫

4. 議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出 第6款農林水産業費
第1項農業費中関係部分 …補正予算書 P42
第4項水産業費中関係部分 …補正予算書 P44
第3条 債務負担行為の補正中関係部分 …補正予算書 P12、65

5. 議案第42号 平成27年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）
…補正予算書 P77

○**商工農水部** ≪産業生活常任委員会≫

6. 議案第56号 工事請負契約の締結について …議案書 P73

○**商工農水部** 《産業生活常任委員会協議会》

7. 今後の競輪事業の運営について

8. 三重県下農業共済組合等の1県1組合化について

9. 観光・シティプロモーション条例（案）について

○**商工農水部** 《産業生活常任委員会所管事務調査》

10. 四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会について

○**市民文化部** 《産業生活常任委員会所管事務調査》

11. 四日市市美術展覧会運営委員会について

○**市民文化部** 《産業生活常任委員会協議会》

12. 四日市市市民協働促進計画の策定について

13. 四日市市文化振興ビジョンの見直し（素案）に関するパブリックコメント結果について

14. 全国ファミリー音楽コンクール 現状と今後の方向性について

○**その他**

15. (所管事務調査) 平成 27 年度第 1 回四日市市同和行政推進審議会について
(産業生活常任委員会所管部分)

16. 休会中の所管事務調査について

①日程について

- 1 案：平成 28 年 1 月 15 日 (金) 午後
- 2 案：平成 28 年 1 月 21 日 (木) 午後
- 3 案：平成 28 年 1 月 22 日 (金) 午前 or 午後
- 4 案：平成 28 年 1 月 26 日 (火) 午後
- 5 案：平成 28 年 1 月 28 日 (木) 午前 or 午後

②調査項目の決定

17. 11 月定例月議会議会報告会 シティ・ミーティングのテーマについて
日時：平成 28 年 1 月 9 日 (土) 13:00~15:15
会場：水沢地区市民センター 2 階大会議室

産業生活常任委員会事項書

平成28年1月15日（金）13：30～

○市民文化部 ≪産業生活常任委員会所管事務調査≫

1. 地区市民センター等機械警備業務委託に関する入札契約方法について

○市立四日市病院 ≪産業生活常任委員会所管事務調査≫

2. 業務委託の指名競争入札にかかる考え方

○市民文化部 ≪産業生活常任委員会協議会≫

3. 客引き行為等の防止に向けた活動及び体制について

○商工農水部 ≪産業生活常任委員会所管事務調査≫

4. コンビナートの現状と今後の方向性について

○商工農水部 ≪産業生活常任委員会（報告）≫

5. （株）東芝四日市工場における新工場の立地について

○その他 ≪産業生活常任委員会≫

6. 次回所管事務調査の実施について

日程：平成28年1月28日（木）午前10時～

議題：コンビナートの現状と今後の方向性について

7. 平成28年2月定例月議会議会報告会について

日時：平成28年3月28日（月）午後6時30分～

会場：海蔵地区市民センター2階中会議室

産業生活常任委員会事項書

平成28年1月28日（木）10：00～

（産業生活常任委員会所管事務調査）

1. コンビナートの現状と今後の方向性について

（産業生活常任委員会協議会）

2. 住宅リフォーム補助事業について

（産業生活常任委員会）

3. 11月定例会議会 議会報告会市民意見のまとめについて

4. 2月定例会議会 議会報告会シティ・ミーティングのテーマについて

日時：平成28年3月28日（月） 18:30～

会場：海蔵地区市民センター2階中会議室

産業生活常任委員会 事項書

平成 28 年 2 月 9 日

第 3 委員会室

1. 連合審査会開催の申し入れについて

産業生活常任委員会事項書

平成28年2月22日（月）

第3委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

産業生活常任委員会審査順序
予算常任委員会産業生活分科会審査順序

平成28年2月29日（月）10：00～

○**請願**

≪産業生活常任委員会≫

1. 請願第11号 TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書の提出について

○**商工農水部**

【けいりん事業課所管部分】

≪予算常任委員会産業生活分科会≫

2. 議案第59号 平成28年度四日市市競輪事業特別会計予算 …特別会計予算書P5

3. 議案第108号 平成27年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第3号）
…補正予算書(2)P63

【商業勤労課、観光推進課、工業振興課所管部分】

≪予算常任委員会産業生活分科会≫

4. 議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算
第1条 歳入歳出予算
歳出 第5款労働費 第1項労働諸費 …一般会計予算書P168
第7款商工費 第1項商工費 …一般会計予算書P182

5. 議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出 第7款商工費 第1項商工費 …補正予算書(2)P48

≪産業生活常任委員会≫

6. 議案第96号 四日市市観光・シティプロモーション条例の制定について
…議案書P105

【農水振興課、農業委員会事務局所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

7. 議案第 58 号 平成 28 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出 第 6 款農林水産業費 第 1 項農業費 …一般会計予算書 P170

第 2 項畜産業費 …一般会計予算書 P176

第 3 項農地費（上下水道局所管部分を除く）

…一般会計予算書 P178

第 4 項水産業費 …一般会計予算書 P180

第 2 条 債務負担行為中関係部分 …一般会計予算書 P15

8. 議案第 61 号 平成 28 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算

…特別会計予算書 P79

9. 議案第 107 号 平成 27 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出 第 6 款農林水産業費 第 1 項農業費 …補正予算書(2)P46

第 2 項畜産業費 …補正予算書(2)P46

第 3 項農地費 …補正予算書(2)P46

第 4 項水産業費 …補正予算書(2)P46

第 2 条 繰越明許費の補正 …補正予算書(2)P11

10. 議案第 110 号 平成 27 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第 3 号）

…補正予算書(2)P111

《産業生活常任委員会》

11. 議案第 79 号 市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

…議案書 P27

12. 議案第 105 号 土地の交換に関する和解について

…議案書（その 2）P203

○市立四日市病院

《予算常任委員会産業生活分科会》

13. 議案第 68 号 平成 28 年度市立四日市病院事業会計予算

…企業会計予算書 P39

○その他

《産業生活常任委員会所管事務調査》

14. 平成 27 年度第 1 回及び第 2 回四日市市人権施策推進懇話会について

(産業生活常任委員会所管部分)

○市民文化部

【市民生活課、文化振興課、市民協働安全課所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

15. 議案第 58 号 平成 28 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費

第 1 目一般管理費中関係部分

…一般会計予算書 P84

第 4 目文書広報費中関係部分

…一般会計予算書 P88

第 10 目地区市民センター費

…一般会計予算書 P96

第 11 目国際化推進費中関係部分

…一般会計予算書 P96

第 13 目計量消費経済費

…一般会計予算書 P100

第 17 目コミュニティ活動費

…一般会計予算書 P104

第 18 目市民活動費

…一般会計予算書 P104

第 19 目文化振興費

…一般会計予算書 P106

第 20 目生涯学習振興費

…一般会計予算書 P108

第 21 目諸費中関係部分

…一般会計予算書 P108

第 10 款教育費 第 5 項社会教育費

第 3 目公民館費中関係部分

…一般会計予算書 P240

第 2 条 債務負担行為中関係部分

16. 議案第 107 号 平成 27 年度四日市市一般会計補正予算 (第 8 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費

第 17 目コミュニティ活動費

…補正予算書 (2) P32

《産業生活常任委員会》

17. 議案第 90 号 四日市市橋北交流施設条例の制定について

…議案書 P79

18. 議案第 91 号 四日市市三浜文化会館条例の制定について

…議案書 P83

19. 議案第 104 号 工事請負契約の締結について

――旧三浜小学校整備工事――

…議案書（その 2）P197

○**市民文化部**

《産業生活常任委員会協議会》

20. 四日市市多文化共生推進プランの見直しについて

21. 四日市市市民協働促進計画（素案）に関するパブリックコメント結果について

【男女共同参画課、市民課、あさけプラザ所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

22. 議案第 58 号 平成 28 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費

第 12 目あさけプラザ費

…一般会計予算書 P98

第 16 目男女共同参画費

…一般会計予算書 P102

第 3 項戸籍住民基本台帳費

…一般会計予算書 P112

23. 議案第 107 号 平成 27 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出 第 2 款総務費 第 3 項戸籍住民基本台帳費

…補正予算書(2)P34

第 2 条 繰越明許費の補正

…補正予算書(2)P11

○**商工農水部**

《産業生活常任委員会所管事務調査》

24. 市内の畜産業について

○**その他**

25. 休会中の所管事務調査について

<日程案>

- 1案 平成28年4月12日(火) 午後1時30分
- 2案 平成28年4月14日(木) 午前10時
- 3案 平成28年4月19日(火) 午後1時30分
- 4案 平成28年4月26日(火) 午後1時30分

26. 2月定例会議会 議会報告会について

日 時：平成28年3月28日(月) 午後6時30分～

場 所：海蔵地区市民センター 2階中会議室

テーマ：地場産業について

3. 所管事務調査報告書

○有害鳥獣対策について

1. はじめに

本市においては、現在、サル、イノシシ、シカ等の野生鳥獣の出没域が拡大し、農作物等への被害が深刻な状況となっています。また、イノシシ等による民家への被害も発生しており、有害鳥獣被害防止への対策が急がれるところであります。

このような被害に対処するため、本市では、サル大量捕獲囲いワナを平成 25 年度に 2 基設置し、平成 27 年度においても、さらに 2 基を設置する予定となっています。また、地域が一体となって鳥獣被害を軽減するための取り組みの推進にも動いているところですが、有害鳥獣の駆除をはじめとする被害軽減への著しい効果が見られない状況であり、さらに効果的な対策の検討や、有害鳥獣被害防止に向けた体制の強化が求められます。

こうした状況を受け、現在の有害鳥獣による被害状況及び執行部における対策を確認し、その課題を抽出した上で、今後の被害防止に向けた効果的な対策について検証すべく、所管事務調査として取り上げ、議論することとしました。

2. 有害鳥獣被害の状況について

①有害鳥獣被害の概況

- ・年々、サル、イノシシ及びシカ等の野生鳥獣の生息域が拡大しており、農作物等への被害の広域化が進んでいる状況にある。
- ・鳥獣被害は営農意欲の減退につながりかねないことから、被害額として数字に表れる以上に深刻な影響が生じている。
- ・近年、下野地区及び八郷地区等の市北部地区にもイノシシによる被害が拡大している。
- ・従前のサルの群れからはぐれたサルが、内部地区や河原田地区に定着して、群れを形成する懸念が生じている。

②被害額の状況について

過去 5 年間における農作物別及び獣種別の被害額は下表のとおりであり、被害額はここ数年間横ばいで推移している。

(1) 農作物別被害金額

(単位：千円)

	稲	麦類	豆類	果樹	野菜	いも類	茶	計
平成 22 年度	804	—	55	107	4,988	937	119	7,010
平成 23 年度	1,227	—	548	230	6,605	1,095	140	9,845
平成 24 年度	1,200	130	500	200	6,740	1,080	100	9,950
平成 25 年度	1,040	110	450	400	6,900	1,200	100	10,200
平成 26 年度	1,055	95	430	340	6,220	1,170	100	9,410

(参考) 近隣市町の農作物別被害金額

上段：H25年度／下段：平成26年度 (単位：千円)

	稲	麦類	豆類	果実	野菜	いも類	その他	林業	計
四日市市	1,040	110	450	400	6,900	1,200	100	0	10,200
	1,055	95	430	340	6,220	1,170	100	0	9,410
鈴鹿市	7,673	10	105	5	2,723	178	8	0	10,702
	10,357	545	3	65	1,787	307	9	0	13,073
亀山市	3,633	215	0	999	951	0	0	19,761	25,559
	2,988	216	0	911	1,309	0	0	5,550	10,974
菰野町	7,250	2,010	1,690	0	0	0	0	1,050	12,000
	4,600	3,000	1,500	1,000	1,300	250	0	9,800	21,450

(2) 獣種別被害金額

(単位：千円)

	サル	イノシシ	シカ	その他 獣類	鳥類	計
平成22年度	3,148	676	229	0	2,957	7,010
平成23年度	5,373	797	248	200	3,227	9,845
平成24年度	5,160	780	310	500	3,200	9,950
平成25年度	5,200	800	300	600	3,300	10,200
平成26年度	4,255	990	280	760	3,125	9,410

3. 有害鳥獣被害防止対策の取り組み状況について

本市では、平成26年4月、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく国の基本指針に即した「四日市市鳥獣被害防止計画」を作成し、本計画に基づき、平成27年度は下記のとおり各種被害防止対策を講じている。

①有害鳥獣捕獲業務委託【予算額6,760千円】

有害鳥獣の捕獲及び処分を四日市支部猟友会へ委託している。

ア. 主な業務内容

- (ア) 追い払い・捕獲業務
- (イ) サル大量捕獲囲いワナ維持管理業務
- (ウ) 有害鳥獣捕獲処分業務

(捕獲計画数：サル150頭、
イノシシ150頭、シカ100頭)



イ. 捕獲頭数の推移

(単位：頭)

	サル		イノシシ	シカ	計
		うち大量捕獲囲いワナ			
平成 22 年度	13	—	3	6	22
平成 23 年度	11	—	5	0	16
平成 24 年度	10	—	13	11	34
平成 25 年度	36	—	56	20	112
平成 26 年度	171	141	122	62	355
平成 27 年度	1	0	84	15	100

※平成 27 年度は 7 月 10 日までの捕獲実績

※平成 27 年度は 7 月 10 日現在、捕獲オリの設置数は 48 台

※平成 26 年度大量捕獲囲いワナにおける捕獲実績は下表のとおり。

捕獲月	川島町	桜町
平成 26 年 4 月	30 頭	
平成 26 年 5 月		39 頭
平成 26 年 6 月		15 頭
平成 26 年 7 月	10 頭	13 頭
平成 26 年 9 月		10 頭
平成 26 年 12 月	2 頭	
平成 27 年 1 月	21 頭	
平成 27 年 2 月	1 頭	
合 計	64 頭	77 頭

②野生ザル行動調査・監視業務委託【予算額 2,500 千円】

市内に生息する 2 群の野生ザルについて、その分布・遊動域を調査するとともに、追跡調査及びパトロール業務を NPO 法人サルどこネットに委託している。

また、サルの群れが農地や住宅街に近づき、農作物等に被害及び危険を及ぼすおそれがある場合には情報提供を行って被害の防止を図る。

ア. 分布・遊動域調査の方法

電波発信機を装着したサルの 2 群について、調査員が巡回しながら受信機を活用して、それぞれの群れの位置を把握し、委託先のホームページ上に当該位置情報を掲載している。

また、サルどこネット登録ユーザーに対し、携帯電話にも同様な情報を提供している。

イ. 平成 26 年度調査結果

四日市 A 群	個体数	139 頭 発信機：2 機
	遊動域	約 54 km ² (水沢・桜・小山田・川島・四郷・内部～鈴鹿市・菰野町)
	状況	・国道 306 号線と東名阪自動車道東側にて遊動が増えている。 ・北小松町及び南小松町への進出が確認されており、この地域への遊動域の拡大から数年が経過し、群れを構成するサルが多くが本地域で生まれ育った世代となっているため定着化が懸念される。
四日市 B 群	個体数	147 頭 発信機：2 機
	遊動域	約 9 km ² (水沢・桜～菰野町)
	状況	・これまでと同様、狭い範囲での行動を取っている。 ・市内での遊動域が減少している。

※個体数は、三重県が策定した特定鳥獣保護管理計画 (H26. 4. 1～H29. 3. 31) の参考資料に基づく。

※平成 27 年度に入り、川島町及び桜町の地域住民から、これまでに比べてサル出没回数が減ったとの声がよく聞かれている。

③大量捕獲囲いワナ移設【予算額 6 0 0 千円】

ア. 業務内容

現在、桜町及び川島町地内の 2 カ所に設置している大量捕獲囲いワナについて、状況に応じて適地に移設するための経費。

なお、現在のところ移設予定はなし。

④追い払い資材消耗品費【予算額 4, 2 8 0 千円】

ア. 業務内容

農地・集落に出没する鳥獣 (主にサル) に対し、恐怖を覚えさせて、山へ追い払うための動物駆逐用煙火 (T-3) 及び爆竹等の追い払い資材について、地区市民センターを通じて自治会等へ提供している。また、T-3 を使用するには、消費保安講習会の受講が必要になることから、随時講習会を実施している。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
T-3 (動物駆逐用煙火)	—	2, 085 本	2, 570 本	10, 780 本	8, 940 本
T-3 用ホルダー	—	420 本	240 本	270 本	90 本
爆竹	20 箱	80 箱	30 箱	65 箱	50 箱
ロケット花火	20 箱	95 箱	20 箱	20 箱	20 箱

イ. 追い払い取り組み事例

集落ぐるみの追い払いの先進事例として、川島地区において、川島南部、北部、東部及び狭間の 4 集落が連携して追い払いを行い、被害防止に努めている。

(参考) 県内における「組織的な追い払い」の先進事例

○津市片田地区の事例

鳥獣のエサ場をなくす等の「獣害対策5ヶ条」を策定し、地域住民が一体となって対策に取り組んでいる。

人口は約5000人で、地区の大半が山林や農地であり、水稻、たけのこ及び梅などの栽培が行われている。

約10年前から、サル、シカ、イノシシの被害が増加し、農地だけでなく通学中の生徒などからの不安の声が上がっていた。

【取組状況】

体制整備

○サル被害を軽減するため、11の自治会、猟友会、JA、駐在所、消防団、小学校等が広域的な「片田地区獣害対策協議会」を設立。

○各地域で座談会を開催し、「自分の地域は自分で守る」との考えを呼びかけ、合意形成を図り、地域の協力体制を整備。



地域ぐるみの被害防止活動の実施

○「獣害対策5ヶ条」を策定して住民に対策を周知するとともに、住民全員が獣害対策の主役となって情報提供や追い払い等を実施。

【獣害対策5ヶ条】

1. 集落内の収穫残や不要果樹などの「エサ場」をなくす
2. 耕作放棄地や藪など獣の隠れ場所をなくす
3. 囲える畑は、ネットや柵のできる限り囲う
4. 人里は怖いと覚えさせるため、獣を見たら集落の誰もが追い払う
5. 加害している「犯人」の獣を適切に捕獲する

○捕獲したサルに発信器を付けて群れの動きを監視し、地区に侵入しようとする群れに対する追い払いや、サルの寝場所の攻撃（夜間の追い払い）を実施。その結果、被害が大幅に減少。

○イノシシ等に対しても、地域ぐるみで電気柵の設置、捕獲活動、緩衝帯の整備等を実施し、被害が減少。

⑤防除施設整備補助【予算額5,000千円】

ア. 業務内容

農家組合等が設置する電気柵を含む侵入防止施設整備に係る資材購入費を補助している。

(補助率1/2)

イ. 補助件数及び補助金額の推移

(単位：千円)

	件数	総延長	金額
平成 22 年度	5	6,620m	561
平成 23 年度	2	8,900m	473
平成 24 年度	4	10,180m	1,019
平成 25 年度	11	46,200m	2,850
平成 26 年度	7	16,475m	1,457
平成 27 年度	10	16,382m	5,000 (当初予算)

※平成 27 年度の件数は 6 月末までの実績であり、今後 15 件程度の補助金交付申請が提出される見込みである。

⑥鳥獣被害防止総合対策事業推進協議会負担金【予算額 2,295 千円】

国の補助事業の実施主体となる「四日市市鳥獣被害防止総合対策事業推進協議会」に対する負担金。

ア. 業務内容

国補事業を活用して、大量捕獲囲いワナ、捕獲オリ及び電波受信機等を鳥獣被害防止総合対策事業推進協議会として購入（補助率 1/2）。

今年度導入予定の大量捕獲囲いワナ 2 基については、猟友会及びサルどこネット等の専門家の意見を参考にして、四日市 A 群の遊動域内の四郷地区及び小山田地区での設置を検討中である。

イ. 協議会の構成機関

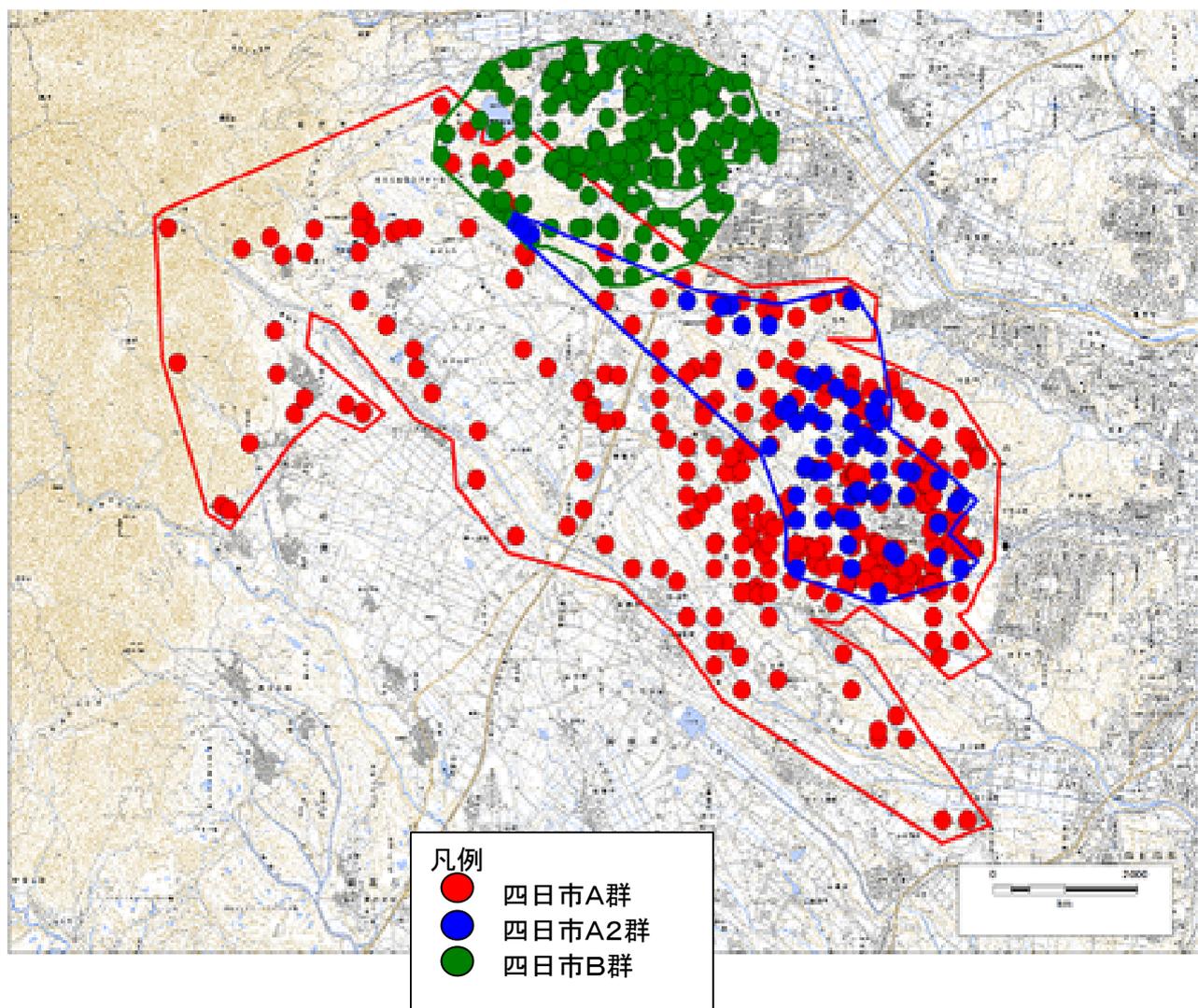
四日市支部猟友会、三重北農業協同組合、地元自治会代表（水沢地区連合自治会長、四郷連合自治会長、川島南部自治会長、桜西代表自治会長、小山町自治会長、波木町自治会長）、環境保全課、農水振興課

4. 主な鳥獣の生態

	身体能力・行動の特徴	生活や繁殖の特徴
サル	<ul style="list-style-type: none"> ・記憶力が高い ・運動能力が高い ・視力は人間並み ・群れで動くが、行動はバラバラ 	<ul style="list-style-type: none"> ・エサ場を探して 20～100 頭の群れで移動 ・寿命は 20 歳程度 ・初産は 6～7 歳で 3 年に 1 度のペースで 1 頭出産するが、栄養状態が良いと毎年出産することもある

イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・用心深く、学習能力が高い ・植物中心の雑食性 ・鼻先を使って持ち上げる力や、潜り込む力が強い。70 kg程度の物を動かす力がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳半位で出産し、1回に4～5頭を産む ・母親と子供は同一行動を取るが、雄は別行動 ・比較的狭い縄張りを持ち、被害を与えるものは、その周辺に生息している可能性が高い
シカ	<ul style="list-style-type: none"> ・植物であれば何でも食べる。 ・2 m程度であれば飛び越えられる高いジャンプ力と強く噛み切る力がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・2歳程度で出産し、エサが豊富であれば毎年1頭出産する ・家族を中心としたグループを形成する

※四日市A群（A2群）と四日市B群との遊動域の位置関係



5. 委員からの主な意見

- ・現在川島町及び桜町に設置されているサル大量捕獲囲いワナについて、現段階で移設予定はないとのことだが、ワナがそこにあることにより、サルが近寄らなくなるため、今ある場所には偽物を設置し、既設のワナを未設置の場所に移設することも検討の余地があるのではないかと。
- ・サル大量捕獲囲いワナの月別の捕獲頭数等を分析することにより、より捕獲効果の高い設置が可能となるのではないかと。
- ・鳥獣被害防止計画の捕獲計画数について、あらかじめ詳細な個体数や、どれほどの割合で子供が生まれるのか等の実態を検証した上で、何年で捕獲し終えるのかを計画し示すべきである。
- ・有害鳥獣の被害について正確な実態が把握できていないと感じにくい。有効な対策をとるためにも、専従職員を置くなど、商工農水部において有害鳥獣対策に係る体制を強化すべきである。
- ・サルどこネットによる野生ザルの行動調査・情報提供は有効であると考えますが、そのような情報のニーズに対して、登録ユーザーの数がまだ少ないと感じる。サルどこネットの利用について、利用者からの口コミ等も用いて、行政から市民に対してさらに啓発を行うべきである。
- ・サル等の追い払い活動を特定の地区で行っても、異なる地区に被害が拡大するだけであるため、被害を受けている市民や関係自治会、猟友会などの関係者が協力し、四日市市全体で追い払うという発想で被害防止に努めるべきである。
- ・地域での追い払い活動促進について、サルどこネットによる野生ザルの行動調査を行うのであれば、情報把握をした段階で即座に追い払いができるような連絡体制は最低限作るべきである。
- ・追い払われたサルが、ゴルフ場に避難するケースもあると聞いているが、ゴルフ場等の事業者とも有害鳥獣に関する情報を共有し、避難所とならないような対策を検討する必要があるのではないかと。
- ・市北部で、イノシシの被害が顕著になっているが、新名神高速道路の開発に起因するものではないかと考えている。状況調査の上、高速道路関係事業者に対しても、何らかの対応を求めるべきではないかと。
- ・サル、イノシシ、シカ等の被害に目が行きがちであるが、特定外来種であるアライグマやヌートリアについても危険はあると認識しているため、その被害防止対策にも力を入れてほしい。
- ・「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」において、市町村は、鳥獣被害対策実施隊を設けることができると規定されているが、本市においては職員2名のみが位置づけられているとのことである。同法において、非常勤の隊員を任命できることとなっているため、さらなる体制整備に努めるべきである。
- ・地域で捕獲オリを設置しようとする場合に補助金を支出するなど、地域での自発的な有害鳥獣対策に係る取り組みを促進するような施策を展開すべきである。

6. まとめ

前述のとおり、本市の有害鳥獣被害については、野生鳥獣の出没域の拡大により、農作物等への被害のみにとどまらず、民家への被害も発生しているような状況です。また、従来のサル、イノシシ、シカ等による被害以外にも、特定外来種のアライグマやヌートリアによる被害も発生しており、対策は環境部が行うものの、鳥獣被害に関しての窓口は引き続き商工農水部として対応を行っていく旨、平成27年2月定例会議会予算常任委員会産業生活分科会において確認されたところです。

有害鳥獣対策については、「四日市市鳥獣被害防止計画」に基づいて行われているところであり、特にサルについては、大量捕獲囲いワナが平成25年度に2基設置され、計画に近い頭数のサルが捕

獲されましたが、行動域が市南部に広がるなど被害は続いており、依然としてかなりの頭数が生息していることが推測されます。一度、個体数や子供の生まれる頻度などの詳細な実態調査手法について研究するとともに、大量捕獲囲いワナの設置についても、より捕獲効果の高い設置手法を検証していくことが求められます。

また、本市においては、サル等の追い払いを組織的に行っているのは川島地区のみとなっており、市として啓発は行っているものの、追い払い活動が他の地域に広がらないという課題があります。現状では、特定地区による追い払い活動であるため、追い払われた獣が他地区に避難し、被害が拡大するという状況が発生します。県内他自治体では、関係自治会や猟友会、消防団等の連携による大規模な組織的追い払いを行っている例もあるため、そのような事例を参考に、被害を受けている市民や関係自治会、猟友会などの関係者が協力し、市全体で追い払うという体制を構築できるよう努めるとともに、サルどこネットを活用するなどの情報共有策の促進、地域における捕獲オリの設置など自発的な鳥獣被害防止の取り組みを推進するために、補助金など行政による支援体制を強化することなどが必要であると考えます。

これまで、当委員会等において、有害鳥獣対策については担当部局に専任の職員がおらず、鳥獣被害に対して適切な対応ができないため、再任用職員などノウハウを有する職員を配置すべきではないかとの指摘が幾度もありました。本調査の中において、担当部局からは、市の体制について充実する必要があると考えており、次年度に向けて調整していきたいとの答弁がありました。鳥獣被害は、ある程度集中した対策を行わなければ、解決は難しい問題であると考えます。有害鳥獣対策に係る庁内体制の整備を第一歩とし、当委員会における指摘事項も踏まえた上、被害の抑制に向けた有効な対策について、十分検討されることを要望し、当委員会の報告書といたします。

[委員会の構成]

委員長	森	智	広
副委員長	小	林	博次
委員	伊	藤	修一
委員	荻	須	智之
委員	笹	岡	秀太郎
委員	豊	田	祥司
委員	中	森	慎二
委員	日	置	記平
委員	諸	岡	覚

○文化の駅メインステーション事業について

1. はじめに

文化の諏訪駅は、本市の中心市街地における空き店舗を市民の芸術・文化活動の場として活用することにより、市民文化の発表・体験・交流の拠点を創出するとともに、芸術・文化の力によって賑わいの創出を図ることを目的として、平成21年12月に中心市街地の空き店舗を改装して創設されました。

しかし、事業者側が自主財源確保のために行っている事業が、芸術文化活動の場として合わない印象を与えている、利用者が固定化傾向にあるなどの声も上がっており、決算常任委員会産業生活分科会等においても、一度当事業について総括を行うべきとの意見も出されていた中で、平成27年5月、当事業については平成27年度末をもって終了する予定であるとの方針が執行部側から示されました。

これを受けて、当委員会では、当事業がこれまで果たしてきた役割やその課題等の総括及び当事業終了を判断するに至った経緯を確認するため、所管事務調査として取り上げ、議論することといたしました。

2. 文化の駅メインステーション事業の概要について

①当事業の目的

本市の中心市街地における空き店舗を市民の芸術・文化活動の場とし、活用することにより、市民文化の発表・体験・交流の拠点を創設するとともに、芸術・文化の力によって賑わいの創出を図ることを目的とする。

②補助対象について

○所在地：文化の諏訪駅（四日市市諏訪栄町14番8号）

○事業者：四日市一番街商店街振興組合

○開設日：平成21年12月18日

○面積：173㎡（1階87㎡、2階86㎡）

○事業内容：音楽などの自主事業、2階ホールの貸館事業

○補助内容：平成27年度（予算額5,700千円）

管理運営費：補助対象経費の10分の8 上限額5,700千円

事業費への補助はなし

③事業内容について

（1）これまでの自主事業の主な内容

日常的な事業として、1階奥でのカラオケ教室やカラオケ喫茶などのほか、企画事業として、1階で美術の窓パネル展等が実施されたほか、2階ホールで文学講座「樋口一葉」「北原白秋」などを開催している。

（2）これまでの貸館の主な内容

合唱、シャンソン、ハワイアン、ピアノ、バンド等音楽関係の練習・発表や、詩吟の会、詩を読む会、子どもアート工房、フラメンコ練習など趣味・教養等の活動、また、秋の四日市祭実行

委員会、高校生ボランティア会議、まちなかバル会議などの会議にも使われている。

また、平成 26 年度は、文化会館の指定管理事業の市民演劇の関連事業として朗読「四日市空襲をよむ」や四日市大学ゼミ発表会、高校生スイーツコンテストの会議や当日の控室などとしても利用されている。

○事業数

(単位：件)

年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
自主事業	19	71	135	109	113	112
貸館事業	4	64	57	92	72	81
合計	23	135	192	201	185	193

※日常的なカラオケ教室は月 1 事業として数え、カラオケ喫茶は数えていない。

(3) 利用者について

(単位：人)

年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人数	2,050	9,501	6,589	7,286	6,932	7,620

※カラオケの利用者を含む。

※24 年度からは、文化の駅メインステーション活用補助事業を創設し、集客に寄与した。

平成 21・22 年度の利用者については、開館から間もないこともあり、記念事業的なクラシックやポピュラーコンサート等のほか、お宝拝見鑑定会やお笑い芸人ライブ等が開催されたほか、古時計店などの各種事業に多くの集客があったことにより利用者数が伸びている。

平成 23 年度になって、定例的な事業数は増加したものの、より集客力のある単発の企画事業が減少したため利用者も減少した。

平成 24 年度からは、文化の駅メインステーションを会場にして複数回、文化事業を行う団体を公募し、補助を行う「文化の駅メインステーション活用事業」を創設したことにより、2階ホールでポピュラーやクラシックなどの音楽公演や、パソコン講座などが行われている。

④文化の諏訪駅における四日市市文化協会の講座の開催

文化の諏訪駅の開館当初に、四日市市文化協会に対し、文化の諏訪駅を活用し文化事業を開催してもらうよう働きかけを行った。その結果、平成 22 年度に第 60 回記念四日市市市民文化祭事業の一つとして、文化の諏訪駅を会場に、文化に親しみ、体験する機会の創出を目的に、一步踏み出すきっかけとなるように、初心者向けのやさしい講座の開催と成果発表を下記のとおり実施した。

事業名：文化の諏訪駅発「キッカケ講座（第 1 期）」発表会

実施期間：講座開催 平成 23 年 3 月 3 日（木）～3 月 28 日（月）

展示会 平成 23 年 3 月 23 日（水）～3 月 27 日（日）

発表会 平成 23 年 3 月 28 日（月）

講座内容：①楽しい書道 ②フラメンコで学ぶ ③アートフラワー

④フラダンス ⑤「八風街道のいわれ」を知る

⑥プリザーブドフラワーアレンジメント

上記講座の開催に当たり、広報や記者発表などにより周知を行い、各講座には6～10人の受講があり、継続的な事業実施について四日市市文化協会に依頼したものの、会場の使い勝手が十分でないなどの理由から、継続的な実施には至らなかった。

⑤市補助金の見直し

「文化の諏訪駅」への市の補助金については、毎年見直しを行ってきている。平成23年度までは、当該事業の管理運営費・企画による事業費ともに一本化した補助金であったが、平成24年度からはこれを分けて補助することとし、事業費についての補助率を引き下げた。平成25年度以降も、管理運営費、事業費とも補助率や上限額を引き下げる見直しを行ってきている。さらに、平成27年度からは事業費の補助をなくしている。

市補助金の見直し

(単位：千円)

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
上限額(補助率)	管理運営費	2,700 (9/10)	8,100 (9/10)	8,100 (9/10)	6,000 (9/10)	5,700 (9/10)	5,700 (8/10)	5,700 (8/10)
	事業費				1,000 (2/3)	1,000 (2/3)	1,000 (1/2)	
	備品購入費	1,000 (9/10)						

3. 行政における当事業の成果と課題分析について

①成果

文化の駅メインステーション事業の補助対象である「文化の諏訪駅」(運営主体：四日市一番街商店街振興組合)は、中心市街地における立地条件も良く、近年はカラオケ教室や貸館等で毎年7000人前後の利用があり、芸術文化等のサークル活動や発表、高校・大学生による会議等の開催、祭りなどのイベントでの活用が図られたこと、文化の駅メインステーション活用事業によりクラシックやポピュラー等音楽公園など単発的な事業を市民の身近な場所で提供することができ盛況であったことなど、一定の成果を得ている。

②課題

(1) 広く市民の芸術文化活動のニーズをとらえた自主事業などになっておらず、カラオケなどの利用者や貸館利用の固定化傾向もあり、より幅広い利用につながっていないなど、日常的あるいは定期的に様々な芸術文化活動が活発に行われる場になっていない。

(2) 気軽に入りにくいところがあり、また、2階ホールへの出入りや荷物の搬出入がしにくいことや1階のカラオケの音漏れがあるなど催し物がやりにくい場合もあり、人々が集い、交流し、まちの賑わいにつながるような状況を生み出せていない。

- (3) 四日市一番街商店街振興組合では、自主財源を確保する必要があり、そのために実施しているカラオケ事業やおみやげ、飲食等の販売などが、芸術文化活動の場として合わない印象を与えてしまっているところもある。

※近年の議会や監査における意見・指摘内容

○平成 26 年 8 月定例月議会決算常任委員会産業生活分科会長報告

開始から間もなく 5 年を迎える当事業について、行政として一度総括を行った上、団体の自立に向けた計画を策定して段階的な取り組みを行うべきこと。

○平成 25 年度定期監査

広く市民のニーズを捉えておらず、一部の人のものになっている印象がある。このままではなくなっていく可能性もあるため、事業の効果検証を行い、目的を明確にすること。【要望事項】

4. 行政における当事業の今後の考え方について

文化の駅メインステーション事業については、中心市街地において市民文化の発表・体験・交流の場を提供することでまちの賑わいを創出するという当初の目的を遂げるために、事業内容については貸館を含め活用幅の拡大など改善を図ってきたところであるが、期待したような効果が見られないことや、前述のような課題があり、その課題を解決するためには限界が生じており、現状ではこれ以上の事業の見直しは難しい状況にある。

以上の経過により、文化の駅メインステーション事業については、総合的に判断して、平成 27 年度をもって終了する予定である。

5. 「文化の諏訪駅」における決算額の推移

年度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込)	
収入	市補助金	3,700,000	8,100,000	8,100,000	7,000,000	6,700,000	6,548,000	
	自主事業収入	662,689	2,482,694	2,389,630	3,326,661	2,620,157	2,438,080	
	使用料収入	123,500	562,360	482,750	318,000	146,650	224,750	
	その他の収入	44	52	35	37	※330,724	※260,017	
	収入合計	4,486,233	11,145,106	10,972,415	10,644,698	9,797,531	9,470,847	
支出	補助対象経費	管理運営費	2,400,614	9,046,311	8,768,451	7,042,143	6,789,805	7,073,020
		家賃	1,260,000	3,780,000	3,465,000	2,772,000	2,772,000	2,844,600
		人件費	808,701	4,322,144	4,442,350	3,296,625	3,255,265	3,331,495
		光熱水費	145,253	589,219	497,597	517,651	457,574	552,679
		通信費	19,760	91,769	112,307	112,599	114,670	160,449
		交通費	57,420	92,240	93,620	93,000	98,160	108,500
		消耗品費	93,480	170,939	157,577	250,268	92,136	75,297
		印刷代	16,000	0	0	0	0	0
	事業費	621,870	936,265	842,190	2,453,208	1,972,664	1,781,335	
	著作権使用料	11,920	44,040	44,040	44,040	44,040	45,360	
	リース料	150,150	550,225	522,900	526,050	529,200	558,800	
	制作費	60,500	115,000	92,750	189,000	157,500	162,000	
	報償費	300,000	227,000	155,500	414,500	280,223	184,450	
	人件費	0	0	0	1,252,325	934,061	819,925	
	需用費	99,300	0	27,000	27,293	27,640	10,800	
	備品購入費	1,263,643						
	補助対象外経費	2,926,214	718,346	721,161	818,653	874,150	616,492	
支出合計	7,212,341	10,700,922	10,331,802	10,314,004	9,636,619	9,470,847		
差引額	▲2,726,108	444,184	640,613	330,694	160,912	0		

*平成21年度は、開設された平成21年12月18日から平成22年3月31日まで。

*平成23年度までは管理運営費・事業費と分けずに補助金を交付しており、平成24年度以降の管理運営費・事業費の分け方に準じて算出。

*補助対象経費の事業費のうち、制作費はFMラジオ番組の制作・包装費等、報償費は出演料や講師料。

※平成25・26年度のその他収入には前年度の繰越金を含む。平成26年度のその他収入には一番街商店街振興組合から99,070円の持ち出し分を含む。

6. 行政における今後の文化による中心市街地のにぎわい創出にかかる考え方について

文化による中心市街地の賑わい創出については、平成 28 年度以降、中心市街地における芸術・文化事業の拡充や、若者の芸術・文化活動の発表などが活発に行われるよう取り組みを進めていく。

○中心市街地におけるコンサート機会の充実

中心市街地においては、現在、近鉄百貨店四日市店南口周辺で「まちかどコンサート」を開催しているが、今後は、同様の催しを中心市街地の他の場所でも開催するよう充実に向けて取り組む。

○四日市ジャズフェスティバルとの連携の強化と支援の充実

四日市ジャズフェスティバルについて、本市のシティプロモーションとしてもさらに情報発信を高めるとともに、より内容の充実に向けて、同実行委員会等と市の連携強化を図り、支援の充実に向けて取り組む。

○中心市街地における秋の文化事業をより効果的に情報発信

現在、毎年 9 月から 10 月にかけて、主に中心市街地においてさまざまな主体による文化事業（四日市ジャズフェスティバル、秋の四日市祭、全国ファミリー音楽コンクール in よっかいち、地元小学校によるまちなか文化祭（児童の発表会）などが開催されており、各事業について、各商店街や実行委員会等と連携して、より効果的な情報発信を行うなど、来街者の増加や、まちの賑わい創出に向けて相乗効果を図る。

また、音楽等情報ステーション事業などにより、中心市街地における市民の文化活動等についての情報発信についても積極的に進める。

○若者たちにパフォーマンスの機軸を提供等

若者たちによる音楽や演劇、ダンス、大道芸などのストリートパフォーマンスを中心市街地の路上などで発表する機会を提供するほか、平成 24・26 年度に、中心市街地活性化、文化振興、観光推進などについて市民からアイデアを募集したアイデアオリムピックの一層の活用を図るなどして、中心市街地のにぎわい創出につながる取り組みを関係部局と連携しながら進めていく。なお、この催しへの文化振興基金を活用した支援も検討していく。

7. 委員からの主な意見

・文化の諏訪駅の 1 階部分については、カラオケ教室の利用等、市民交流の場として定着している印象がある。当事業を終了するのであれば、単発のイベント機会を増やすだけでなく、施設の経常的な利用者に対し、代替となる場を提供する必要があるのではないかと考える。

・事業の成果に対する評価について、利用者側から見れば一方的な印象を受ける。

・当事業は市長マニフェストの一つであり、政策責任が伴うものである。当事業の終了・継続については、市のみで判断するのではなく、事業者自身や利用者による総括も受け、成果及び課題を明らかにして判断すべきである。

・当初の目的において、「芸術・文化の力によって賑わいの創出を図る」とされているが、空き店舗の活用であることから音響効果も悪く、当初から幅広く芸術・文化活動ができる前提になかった。しかしながら、物販を行うことによって賑わいの創出を図ることは可能であるため、「まちの賑わいに

つながるような状況が生み出せていない」、「芸術文化活動の場として合わない印象を与えてしまっている」とする行政側の総括は訂正すべきである。

- ・補助金事業である以上、団体の自立を促すために補助率を下げるのはやむを得ないと考えるが、自主財源を確保するために行う物販が芸術文化活動の場として合わない印象を与えているというのであれば、事業者が財政的に自立した上で、芸術文化活動を行うことにより集客につなげるという当初の見込みが甘かったと言えるのではないか。

- ・当初は文化の諏訪駅がより幅広い層から支持されることを期待していたため、期待したような効果が得られていないとのことだが、事業者等に対して適切に指導できていなかったためではないのか。また、事業開始に当たっての芸術・文化活動の定義が抽象的であったために現在のような課題が発生していると考ええる。

- ・平成 25 年度定期監査において「広く市民のニーズを捉えておらず、一部の人のものになっている印象がある」との指摘があったことが挙げられているが、芸術・文化活動を対象とする以上、利用者が固定化するのはやむを得ないと考えるため、これを事業終了の判断材料の一つとすることは不適當である。

- ・旧三浜小学校を芸術・文化活動の場として整備する計画があるが、文化の諏訪駅において当初期待したような効果が得られなかったのであれば、同施設においても同様の状況となることが危惧されるため、考え方を整理すべきである。

- ・文化の駅推進事業には、ほかにサテライトステーションと、市の補助を受けない 18 のローカルステーションがあるが、平成 25 年度にサテライトステーションの補助金を打ち切った際の経緯や考え方も踏まえてメインステーション事業の終了についても説明がなされるべきであった。

- ・文化の駅メインステーション事業を終了するに至る判断については、四日市市補助金等交付基準に基づいた説明がなされるべきである。

6. まとめ

文化の駅メインステーション事業については、市長の公約に基づいて平成 21 年度より実施されてきた事業で、毎年 7000 人前後の利用があり、中心市街地のにぎわい創出に一定の成果が得られています。しかし、近年においては、上述のように、利用者に固定化傾向がある、事業者が自主財源確保のために行う物販やカラオケ等の事業が芸術・文化活動の場として合わない印象を与えているなどの意見が寄せられています。

そのような中で、行政は、平成 27 年度末をもって当事業を終了するという方針を打ち出しました。行政側としては、文化の諏訪駅が、特にカラオケ等を通じて高齢者の方々が楽しめる場所としての活用が日常的になっており、より幅広い年齢層による様々な文化活動を期待する中で、これ以上の事業の見直しは困難であるとの判断に至ったとのことです。

事業終了に当たり、今後の文化による中心市街地のにぎわい創出について、行政としては、中心市街地におけるコンサート機会の充実、四日市ジャズフェスティバルとの連携の強化と支援の充実等の取り組みを進める意向であることが確認されましたが、当施設のカラオケ教室等の経常的な利用者が代替で使用できる施設の提案はされていません。また、当事業は市長の公約に基づくものであるにもかかわらず、利用者や事業者側の総括を判断材料とすることなく、市単独の判断により事業終了の方針が示されたことに対しても疑問が残ります。

本所管事務調査実施と同日、文化の諏訪駅利用者代表より、文化の諏訪駅存続に係る 493 名分の署

名が提出されました。署名趣旨については、以下のとおりです。

「文化の諏訪駅存続の署名

私たちの利用する文化の諏訪駅は、文化と情報発信、市民の交流の場、街の賑わい作りとしてスタートして早6年。安価、安心（交通の便）心の居場所として利用してきました。今まで通り存続できるようお願いいたします。」

行政においては、当署名趣旨及び当委員会における意見を十分踏まえ、補助事業という形態にとらわれずに当事業の存続の是非について、また、高齢社会を前提とした文化行政のあり方を十分に意識し、文化活動の範囲についてもより大きな視野をもって捉え、今後の芸術・文化による中心市街地の賑わい創出について、真摯な対応をされることを要望し、当委員会の報告書といたします。

〔委員会の構成〕

委員長	森	智	広
副委員長	小	林	博次
委員	伊	藤	修一
委員	荻	須	智之
委員	笹	岡	秀太郎
委員	豊	田	祥司
委員	中	森	慎二
委員	日	置	記平
委員	諸	岡	覚

○コンビナートの現状と今後の方向性について

1. はじめに

戦後の化学工業が石炭化学から石油化学へ移行する世界的趨勢の中で、四日市地域は、昭和 30 年代の第 1・第 2 コンビナート、昭和 40 年代の第 3 コンビナートの稼働を経て、全国屈指の一大コンビナートエリアとなりました。経済産業省「工業統計調査」によれば、本市は、製造業の生産・出荷動向を端的に示す「製造品出荷額等」が全国 9 位（2013 年現在）である中において、現在も、石油化学工業は製造業全体の過半数を占めています。

しかし、近年、石油化学産業における全国的な事業所の統廃合による合理化や機能分担による競争力の強化が図られる中、本市の石油化学コンビナートにも遊休地等が生じており、この有効活用が課題となっています。このような状況において、平成 27 年 4 月に四日市市企業立地促進条例を改正し、本市としても臨海部工業用地の有効活用に向けて本腰を入れて取り組むこととなりました。

自治体間競争が激しさを極める中、産業都市としての本市の優位性を確保するためにも、今後の石油化学コンビナートはどうあるべきか、また、どのような支援ができるのか検証すべく、コンビナートの現状と今後の方向性について、所管事務調査として取り上げ、議論することとしました。

2. 石油化学コンビナートの現状について（総論）【平成 27 年 10 月 23 日調査実施】

(1) 石油化学コンビナートとは

石油化学コンビナートを構成する企業は、石油精製業（原油の蒸留・精製。ガソリンや灯油、軽油等を生産）と石油化学製品製造業（原油精製によって得られたナフサ等を原料とし、様々な石油化学製品を生産）に分かれる。平成 26 年に、石油化学工業協会によって、「循環炭素科学」という新名称が決定された。

石油化学コンビナートの規模は、一般的に、エチレンセンターの能力で論じられ、各コンビナートのエチレンセンターの生産能力は下表のとおりである。また、8 地域 13 基のエチレンセンターの生産能力の合計は、2015 年 10 月現在で年間 6487 千トンとなっている。

※エチレンセンターの生産能力の合計は、2012 年 4 月には年間 7210 千トンであったが、2016 年 4 月には年間 6044 千トンとなる見込みであり、4 年間で 16.2%の減となる。

コンビナート	エチレンセンター	操業開始	生産能力（千トン／年）		備考
鹿島	三菱化学	1971	435	435	2014.5停止済
		1971	—		
千葉	丸善石油化学	1964	480	2,097	
	京葉エチレン	1991	690		
	三井化学	1967	553		
	出光興産	1985	374		
	住友化学	1967	—		
川崎	J X 日鉱日石	1959	404	895	
	東燃化学	1962	491		
四日市	三菱化学	1959	—	493	2001.1停止済
	東ソー	1963	493		
大阪	大阪石油化学	1970	455	455	
水島	三菱化学	1964	431	874	2016.4停止予定
	旭化成	1972	443		
周南	出光興産	1964	623	623	
大分	昭和電工	1969	615	615	
8 地域	1 3 基		6,487	6,487	

2015.10 現在

(2) 日本の石油化学産業に影響を与える内外の状況変化

①国内需要の減少

⇒人口減少、エコカー普及によるガソリン需要の減少

②シェール革命による化学製品の製造コストの低下

⇒北米製品による中国市場支配 ⇒ 中国への輸出減少

③中国における石炭化学の生産拡大

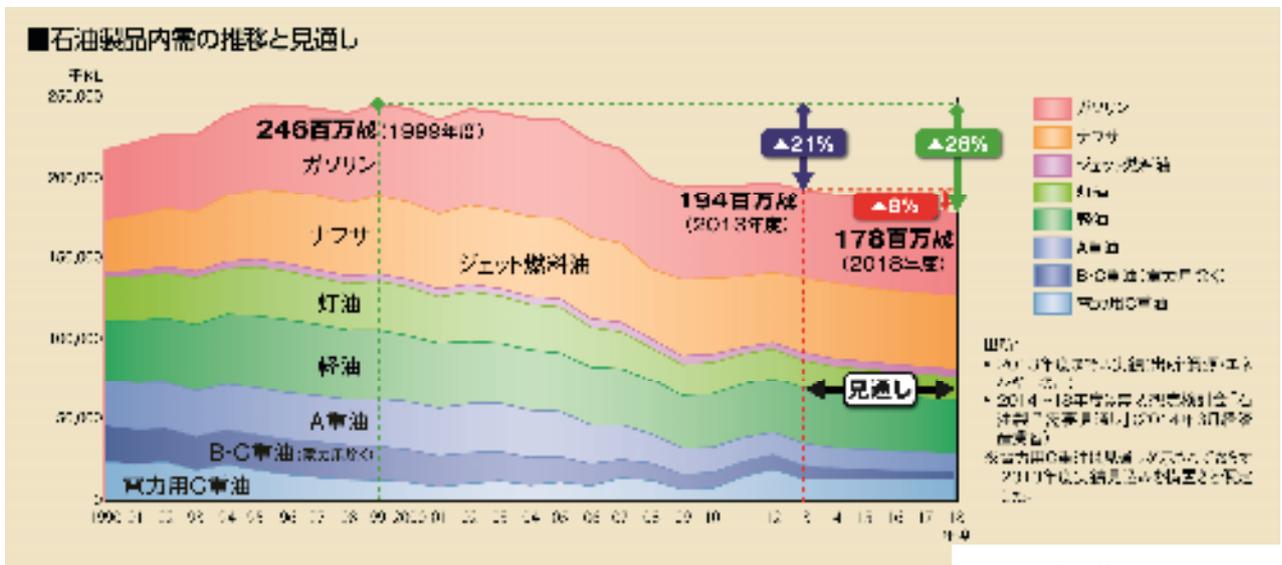
⇒国内のエチレンセンターの老朽化 ⇒ 競争力低下による輸出減少

④非化石エネルギー源の導入促進

⇒資源枯渇の恐れがなく環境負荷の少ない太陽光やバイオマスなど

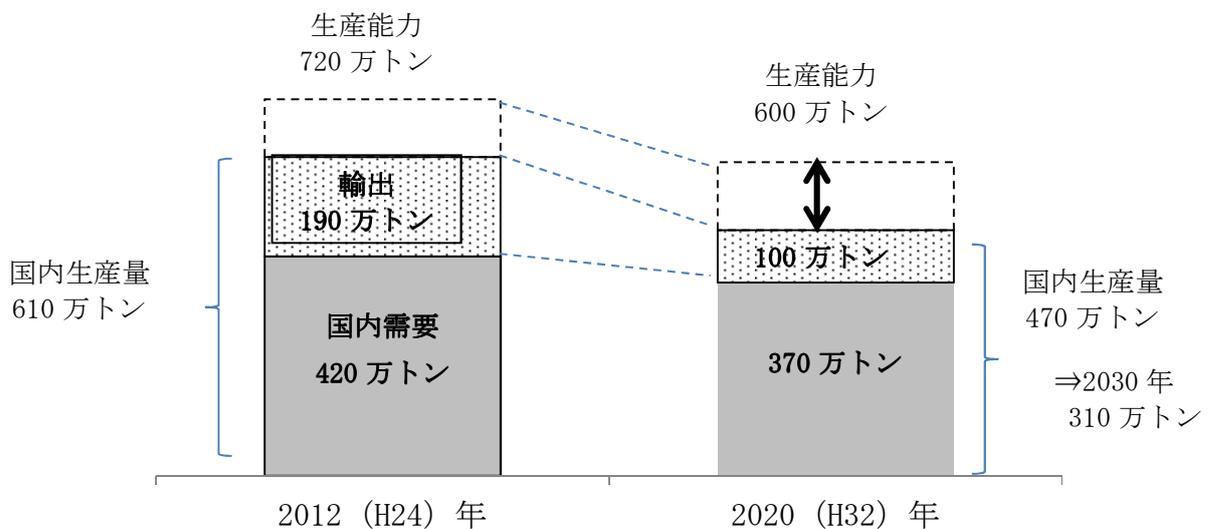
(3) 将来需要見込み

< 石油製品 >



※石油連盟ホームページより

< エチレン >



※経済産業省等推計

(4) 国の方針と市内事業所の動向

①石油精製業

(方針1) 化石エネルギーの有効利用の促進：残油処理装置装備率の引き上げ

⇒○設備見直し

- ・残油処理装置整備 ・ ・ ・ 昭和四日市石油（株）等
- ・原油蒸留能力の減など ・ ・ ・ コスモ石油（株）等

○製油所間の連携や事業再編による設備能力の融通

・ ・ ・ コスモ石油（株）と昭和シェル石油（株）との提携

(方針2) 非化石エネルギー源の利用

例) ・ C S Dソーラー合同会社 霞太陽光発電所

出資：コスモ石油（株）

昭和シェル石油（株）

（株）日本政策投資銀行

竣工：平成27年5月

発電容量：4,608k w

・ 昭和四日市石油（株）のメガソーラー

竣工：平成26年7月

発電容量：1,998k w

②石油化学製品製造業

(方針1) 差別化とグローバル展開の推進

⇒ ・ 安価な原料の確保

・ 海外市場の獲得

・ 機能性化学品の展開

(方針2) 国内拠点のコスト競争力向上

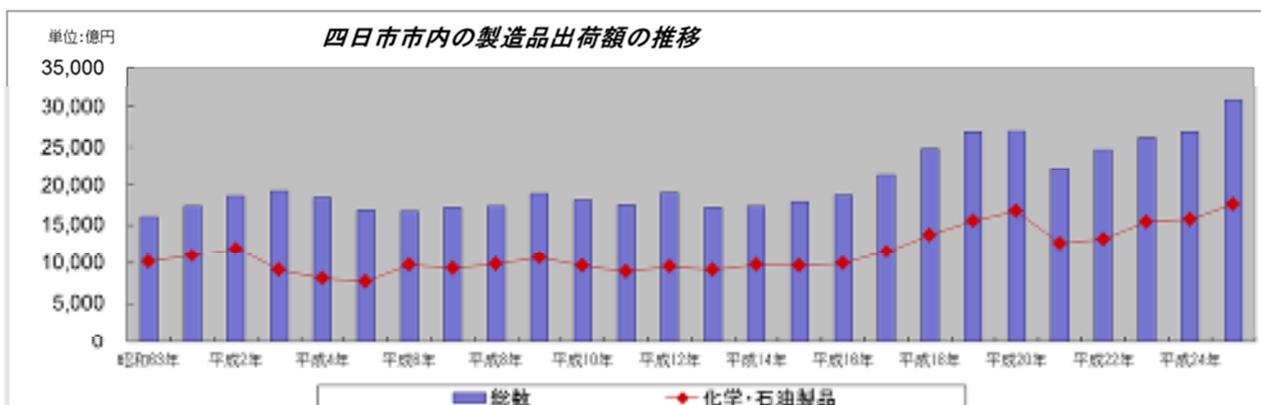
⇒ 過剰設備（エチレンセンター）の整理、規模拡大等による処理効率向上

石油精製との連携・統合運営

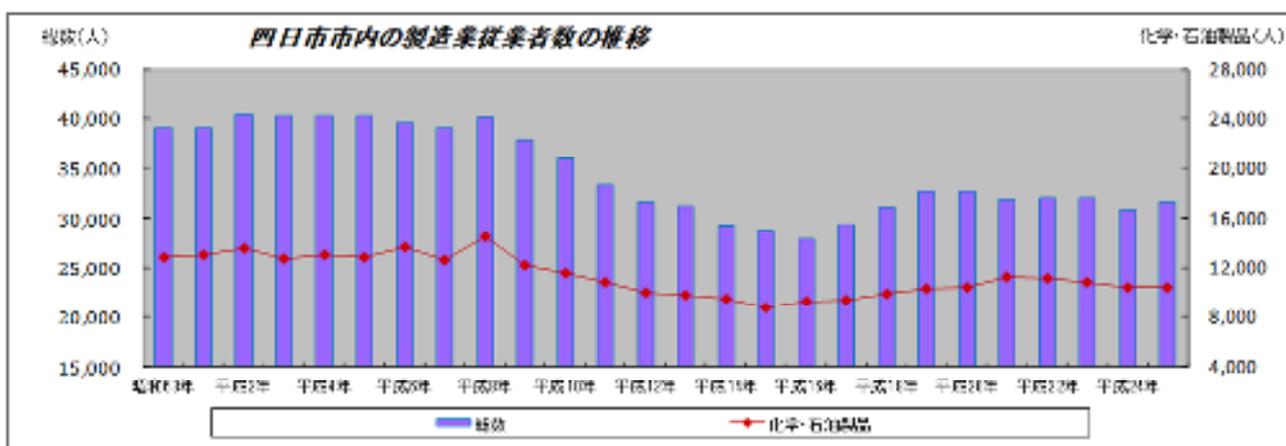
(5) 四日市コンビナートの状況

区分	面積(ha)	石油精製業	主な石油化学製品製造業
第1	560	昭和四日市石油(株)	三菱化学(株)
第2	150	コスモ石油(株)	KHネオケム(株)
第3	250	-	東ソー(株)
計	960		

<製造品出荷額等の推移>



<従業者数の推移>



【参考】市内事業所における近年の投資状況について（企業立地奨励金 平成 26 年度交付実績より）

指定年度	事業者名	事業名	投下固定資産総額 (百万円)	奨励額 (千円)
H20	(株)イーテック	非水系第2工場新設	1,055	872
H21	J S R(株)	E-SBR 能力増強（増設）	509	938
	正和製菓(株)	正和製菓新工場（新設）	386	1,491
	東ソー(株)	HSZ プラント新設	4,136	10,582
	POSCO-JEPC(株)	四日市工場新設	2,881	7,094
	J S R(株)	電子材料プラント新設	2,445	4,324
	Flash Alliance（有）	先端メモリ開発センター新設	7,150	4,454
	KHネオケム(株)	プロピレングリコール系溶剤精製プラント新設	766	1,991
	東ソー(株)	ZP プラント新設	2,652	6,644

	カラハバイ(株)ドラゴンジェノミクスセンター	ゲノム DNA 解析設備増設及び更新	181	208
	三菱瓦斯化学(株)	超純過酸化水素製造設備新設	784	1,939
	日本ポリプロ(株)	PP 重合パイロットプラント新設	1,688	1,640
H22	パナソニックテクノハイスマテリアル四日市(株)	半導体封止材料製造設備新設	661	1,701
	MCJ エネルギーサービス(株)	MCJ ガスタービンコージェネレーション設備新設	4,838	19,778
	伊藤製油(株)	ひまし油化成品第三工場新設	1,150	3,633
	パナソニックエコソリューションズ住宅設備(株)	四日市工場新設	678	1,812
	東ソー(株)	TYR プラント新設	1,036	2,735
	三菱マテリアル(株)	第 2 プラント増設	26,640	63,278
	(株)一十	ロボット搬送プレスライン増設	541	2,353
	(株)イーテック	少量生産設備新設	198	683
	(株)イーテック	新規粒子重合設備新設	253	852
H23	富士電機(株)三重工場	新製造棟 (102 棟) 新設	2,223	8,561
	昭和四日市石油(株)	パキノックス熱交換器更新	801	2,501
	Flash Forward(同)	株式会社東芝 四日市工場 第 5 製造棟新設	107,710	60,109
	ウレタン技研工業(株)	第 2 工場増設	56	203
	三保産業(株)	中部工場新設	315	1,235
	(株)イーテック	新規ポリマー生産設備新設	278	1,060
	J S R(株)	S P プラント増設	5,042	17,337
	三菱化学(株)	新規機能性ハードコート材料生産設備増設	171	590
	三菱化学(株)	電解液生産設備増設	915	3,945
H24	カラハバイ(株)ドラゴンジェノミクスセンター	ゲノム DNA 解析設備・遺伝子発現解析設備増設及び更新	206	469
	コスモ石油(株)	ミックスキシレン蒸留装置新設	4,195	19,219
	三井化学(株)	高機能不織布製造装置増設	4,525	18,746
	三重機械鐵工(株)	ドリルセンタ増設	98	515

	味の素(株)東海事業所	アスパルテーム生産設備更新	2,676	14,138
	太陽化学(株)	新乳化剤工場新設	2,221	9,127
	アイトム建設(株)	アスファルト混合物製造装置更新	50	200
	三菱化学(株)	S Eプラント増設	1,418	6,120
H25	三菱瓦斯化学(株)	水素製造装置新設	622	3,871
	三菱瓦斯化学(株)	PPE 低分子量体製造装置新設	930	4,812
	富士物流(株)	三重物流センター増設	1,251	7,106
	昭和四日市石油(株)	重油流動接触分解装置増設	698	4,202
	東ソー(株)	H S Zプラント増設	2,302	13,038
	タカラバイオ(株)	ヒトゲノム解析事業設備増設	600	2,878
	PMM PIPE	鋼管製造工場新設	502	3,057
	昭和四日市石油(株)	白油及びプロピレン製造装置増設及び更新（重油分解最適連携事業）	4,851	29,204
合 計			205,284	371,245

(6) 四日市コンビナートの課題

①企業内空地、将来事業用地

②その他

- ・ 土壌汚染対策法への対応
- ・ 工場立地法に基づく緑地面積率の確保
- ・ 工業用水における契約水量と実使用量の差（カラ水）
- ・ 道路等社会基盤の整備
- ・ 海岸保全施設、さん橋等係留施設の耐震補強 など

(7) 四日市市の取り組み

①臨海部産業活性化促進協議会

コンビナート各事業所との意見交換、規制見直しの取り組み

②企業立地奨励制度の見直し

臨海部コンビナート地区における企業内空地を活用する事業等を重点分野として補助を拡充。

③民間研究所立地奨励制度の見直し

マザー機能の集積等につながる研究機能の新設・増設に対する奨励金を増額。

3. 四日市コンビナートの課題について（各論）

石油化学コンビナートの現状について議論をする中で、「土壌汚染対策法への対応」、「工場立地法に基づく緑地面積率の確保」、「工業用水における契約水量と実使用量の差（カラ水）」が特に大きな課題であると感じられたことから、この3点について、特に掘り下げた調査を行った。

【平成 27 年 11 月 10 日、同 28 年 1 月 15 日調査実施】

（1）土壌汚染対策法への対応について

①土壌汚染対策法の概要について

目的及び施行日

「土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。」

施行 平成 15 年 2 月 ⇒ 改正法施行 平成 22 年 4 月

土壌汚染対策法の仕組み

次頁図のとおり。

土壌汚染状況調査

◇有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第 3 条）

水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の使用を廃止した場合、土地所有者等は、土壌の調査を実施する必要がある。ただし、引き続き工場等として利用するなど、利用方法からみて人の健康被害が生ずるおそれがない場合、市に申請のうえ確認を受ければ、その状態が継続する間に限り、調査の実施を免除できる。

◇土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査（法第 4 条）

一定規模（3,000m²）以上の土地の形質変更をしようとする者は、形質変更の着手する日の 30 日前までに、市に届出をする必要がある。

市は、届出された土地に土壌汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に土壌の調査を命令することができる。

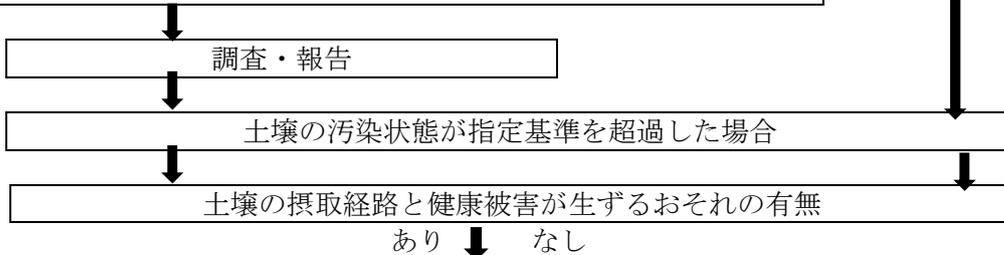
◇土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市が認めるとき（法第 5 条）

市は、土壌汚染により健康被害が生ずるおそれの土地があると認めるときは、土地の所有者等に土壌の調査を命令することができる。

指定の申請（法第 14 条）

自主的な調査により土壌汚染が判明した場合は、市に区域の指定を申請することができる。

申請



区域の指定・管理

要措置区域（法第 6 条）

土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

【汚染の除去等の措置】（法第 7 条）

市は土地の所有者等又は汚染原因者に対し汚染の除去等の措置(指示措置)を指示する。

【土地の形質の変更の禁止】（法第 9 条）

指示措置等として行う行為を除き、土地の形質の変更はできない。

形質変更時要届出区域（法第 11 条）

土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）

【土地の形質の変更の届出等】(法第 12 条)

土地の形質変更をしようとする者は、変更に着手する日の 14 日前までに市に届出をする必要がある。

市が区域の指定・公示（法第 6 条・第 11 条）をするとともに、台帳に記載して公衆に閲覧（法第 15 条）する。

- ・ 土壌汚染の除去等の措置が行われた場合には、区域の指定解除・公示をする。

②三重県生活環境の保全に関する条例による土壌・地下水汚染に関する規制の概要について

制定理由及び施行日

土壌汚染対策法が平成 15 年 2 月に施行されたことに伴い、土壌汚染に対する意識や関心が高まっている中、土壌汚染を起因とする環境リスクを把握し、県民の健康保護や生活環境の保全を図るためには、汚染の早期発見、拡散防止等の対策が必要となる。

このため、三重県は、新たにこれらの土壌汚染対策に関する規定を整備するため、「三重県生活環境の保全に関する条例」を一部改正した。

施行日：平成 16 年 10 月 1 日

制度の概要

○土壌の形質変更時の調査等（第 72 条の 2）

- ①土地の所有者等は 3000 m²以上の土地の形質変更を行おうとするときは、当該土地の履歴を調査し、過去に当該土地に特定有害物質の製造、使用、その他の取り扱いを行っていた工場等が立地していたかどうかの確認を行い、その結果を記録することが必要となる。
- ②土地の履歴の調査の結果、当該工場等が立地していた場合は、形質変更をしようとする土地のすべての範囲について土壌の調査及び形質変更しようとする土地の境界付近における地下水の調査を実施し、その結果を記録することが必要となる。

○有害物質使用特定施設における調査等（第 72 条の 3）

- ①土壌汚染対策法第 3 条第 1 項に規定する有害物質使用特定施設を設置している工場等においては、当該施設に係る特定有害物質について、1 年に 1 回以上、土壌又は地下水の調査を実施することが必要となる。
- ②特定有害物質を使用する工場等の敷地内で 300 m²以上の土地の形質変更を行う場合は、有害物質使用特定施設に係る有害物質について、当該土地の土壌調査を実施し、記録することが必要となる。

【適用除外】

土地の形質変更により生じた掘削土等を、工場等の敷地外又は敷地内の駐車場やグラウンド等の土壌汚染が存在するおそれのない土地へ搬出又は移動を行わない場合で、かつ、当該掘削土等の敷地内移動により周囲へ影響を及ぼさない場合は、土壌の調査は不要。

○土壌又は地下水の特定有害物質による汚染発見時の届出等（第 72 条の 4）

- ①土壌や地下水の汚染を発見した場合に、土地の所有者等は市に届け出ることが必要となる。
- ②市は、届出内容について、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため必要があると認めるときは、公表する。

※本市は、土壌汚染対策法及び三重県生活環境の保全に関する条例の県知事の権限に属する事務の一部を市長に委任されている。

③ 土壌汚染対策に係る他自治体での条例等の規制状況について

環境省が作成した「平成 25 年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」によると、土壌汚染対策に関連する条例、要綱、指導指針等を制定している都道府県・政令市は 104 自治体（内訳：39 都道府県・65 政令市）である。

その内、三重県生活環境の保全に関する条例と同様に「法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けている、あるいは、法で定める調査契機に上乘せの基準を設けている」のは 24 自治体である。

コンビナートを有する自治体の規制状況

自治体	条例等の規制状況	土地の形質変更における調査の契機		その他の規制
		一般の土地(地歴調査)	有害物質を使用等している土地(土壌調査)	
三重県	条例	3,000m ² 以上 →有害物質の取扱等あり →土壌調査	300m ² 以上 (区域外へ搬出ししない等軽微なものは適用除外)	①有害物質使用特定施設での定期的な土壌・地下水調査義務 ②土壌・地下水汚染発見時の届出義務
四日市市*	なし	—	—	—
茨城県	条例	—	—	①有害物質使用排水特定施設の設置等の届出義務 ②土砂等の積替え又は保管に関する基準
鹿嶋市	なし	—	—	—
千葉県	条例	—	—	埋立てに使用する土砂等の基準
市原市*	条例	—	—	特定有害物質の使用等事業者の土壌調査義務
神奈川県 (横浜市・川崎市を除く)	条例	—	面積要件なし (軽易な行為で 10m ² 以下の形質変更等は適用除外)	①特定有害物質の使用状況等の記録の管理等 ②土地の譲り渡し等を行う際の①の記録の交付義務 ③特定有害物質使用事業所の廃止時の土壌調査・報告
川崎市*	条例 要綱	—	面積要件なし (区域外へ搬出ししない場合や明らかに土壌汚染がないと認められる場合は適用除外)	①特定有害物質等製造等事業所の地歴等調査・記録義務 ②特定有害物質等製造等事業所の廃止時の土壌調査・報告
大阪府	条例 指針	3,000m ² 以上 →地歴調査結果の報告	面積要件なし (土地の売買を伴わないものは適用除外)	有害物質届出施設(横だし)の廃止時の土壌調査
高石市	なし	—	—	—
岡山県	条例 要綱	—	—	土壌・地下水汚染発見時の届出義務
水島市	なし	—	—	—
山口県	なし	—	—	—
周南市	なし	—	—	—
岩国市	なし	—	—	—
大分県	条例	—	—	土砂等の埋立て等の基準
大分市*	なし	—	—	—

—：条例等での規定なし ※：土壌汚染対策法の政令市

(2) 工場立地法に基づく緑地面積率の確保について

①制度の概要（昭和49年法施行）

対象工場：敷地面積 9,000 m²または建築面積 3,000 m²以上

緑地面積率：20%以上 環境施設面積率：25%以上



- 平成15年 三重県条例により規制緩和

対象工場：工業専用地域と工業地域に立地する既存工場（※）

緑地面積率：15%以上 環境施設面積率：20%以上

（※）既存工場：工場立地法施行（昭和49年）以前に設置された工場



- 平成24年 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下、第二次地域主権一括法）による規制緩和、県より市に権限移譲
地域準則条例の制定により緑地面積率を5～30%の範囲で定めることができる。

②他都市の地域準則制定状況（石油化学コンビナートの所在する主な都市、平成27年10月1日現在）

都道府県	市	施行	緑地面積率(%)				備考
			住居商業系地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	
三重	四日市	H15.4	—	—	15	15	既存工場
					—	—	既存工場以外
茨城	鹿嶋	H25.3	—	—	5	5	震災復興
	神栖	H27.4	—	—	—	10	
千葉	市原	H26.10	—	15	5	5	臨海部以外の工業地域+10% 臨海部以外の工業専用地域+10%
岡山	岡山	H24.4	—	—	10	10	
山口	周南	H27.9	30	10	5	5	
福岡	北九州	H11.6	25	—	15	15	

※数値：面積率の下限值(%)、—：準則の設定なし
環境施設面積率は、緑地面積率に+5%

③主な問題点

- 工場の建設に伴う緑地の確保や、緑地の維持管理コストが必要
⇒設備投資の障壁 ⇒他都市との立地競争力の低下

④工場立地法により認められている特例

(i) 工業団地特例

工業団地の共通施設として緑地等がある場合は、各工場等の敷地面積に応じて配分し、工場の緑地面積に加算することができる制度。

四日市市では、コンビナート地区や南部工業団地、南小松工業団地、保々工業団地などの工業団地においてこの制度を適用している。

(ii) 工業集合地特例

複数の工場が集中して立地する工業集合地に隣接する土地に緑地等が整備される場合は、この緑地を工場敷地内の緑地と同様に各工場の緑地面積に加算することができる制度。

本制度は平成 10 年の改正工場立地法の施行により取り入れられ、四日市市においては、全国に先駆けて平成 13 年 11 月に霞コンビナート立地企業 13 社との間で霞ヶ浦緑地の利用に関する協定が締結された。

現在では 14 社と協定を締結し、霞ヶ浦緑地北ゾーンのうち 46300 m²を 1000 m²単位で有償貸付し、各工場の緑地面積に加算している。

〔適用状況〕 4 社 計 10,000 m²

〔負担金単価〕 145 円/m² (平成 27 年度)

⑤参考事例：兵庫県尼崎市における特例

平成 24 年に第二次地域主権一括法施行により、事務権限が都道府県と政令指定都市からすべての市に移譲され、各地域の独自の運用が可能となった。

具体的な参考例として、兵庫県尼崎市は、工場緑化等の推進に関する条例及び推進基準を制定し、緑地面積率の緩和を行うとともに、多様な緑化の取り組みを推進している。

①条例による緑地面積率、環境施設面積率の緩和

- ・工業専用地域の場合：緑地面積率 10%以上、環境施設面積率 15%以上

②基準による多様な緑地確保の推進

- ・企業が管理している敷地外の緑地を緑地面積として算定
- ・緑化基金・環境基金への寄附を行った場合、金額に応じて緑地面積として算定
- ・太陽光パネルの面積の 2 分の 1 を緑地として算定
- ・景観に配慮したような沿道緑化の面積について 5 割加算で算定

(3) 工業用水における契約水量と実使用量の差 (カラ水)

①制度の概要

北伊勢工業用水道

実施主体：三重県企業庁

給水区域：桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、朝日町、川越町

給水能力：830,000 m³/日

契約水量：725,920 m³/日 (70 社 81 工場) ※平成 27 年 9 月 1 日時点

使用水量：511,665 m³/日

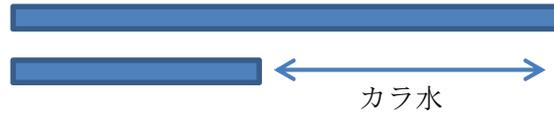
料金制度：二部料金制 (平成 2 年～)

- ・三重県の工業用水道は、ユーザー企業との契約水量に応じた施設建設を行っており、契約水量に応じた積算により使用料として建設費用の回収を行っている。
- ・このため、使用水量が減少している場合でも、契約水量を変更することはできず、契約水量に応じた負担は避けることができない。

例) A社の場合

契約水量：120,000 m³/日

使用水量：50,000 m³/日



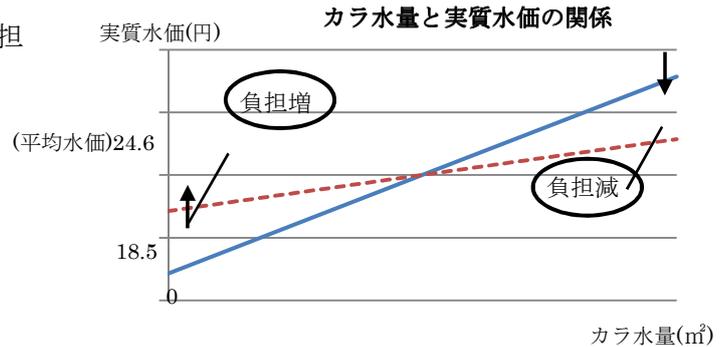
※基本料金 = 120,000 m³/日 × 14.5 円/m³ × 365 日 = 6.3 億円

使用料金 = 50,000 m³/日 × 4.0 円/m³ × 365 日 = 0.7 億円

(うち、カラ水分：70,000 m³/日 × 14.5 円 × 365 日 = 3.7 億円)

②主な問題点

- ・ 使用していない工業用水に対する料金負担
- ・ 料金制度の見直しが困難



③これまでの経緯

- ・ 平成 25 年 4 月 一部料金改定
基本料金 15.5 円 ⇒ 14.5 円
使用料金 3.5 円 ⇒ 4.0 円
- ・ 平成 27 年 4 月 提言書やユーザー企業との検討・協議に基づき、契約水量の減量配分制度を開始

7. 委員からの主な意見

【土壌汚染対策法への対応について】

- ・ 四日市コンビナートは、海軍燃料廠の跡地に形成されており、土壌汚染についてもその経緯によるところが大きいと考える。このような歴史的背景に鑑み、国が土壌汚染対策に係る費用を補填するなどの仕組みも必要ではないかと考える。
- ・ 平成 23 年度から 25 年度にかけて、臨海部企業の土壌汚染対策について補助を行っていたが、制度の活用がないまま終了した。企業の市に対する期待が薄れれば事業撤退につながるのではないかと危惧するが、企業と市の信頼関係を担保するためにも、次の一手を打つことが重要であると考えます。
- ・ 過去に公害を経験した本市においては、土壌汚染に係る調査結果の公表が企業に大きな影響を及ぼす可能性があるため、この点が企業の設備投資に影響を与えていると考える。しかし、本市では「石油化学のまち」の観点からの施策に乏しく、コンビナート企業の生産活動の継続・拡大を図ろうとする姿勢が感じられない。
- ・ 大阪府では、有害物質を使用等している土地について、形質変更の面積にかかわらず土壌調査を義務付けているが、土地の売買を伴わないものについては適用除外とされている。土地の賃貸の場合は府の規制は及ばないものと考えますが、三重県においても賃貸の場合は規制を緩和するといった手法もあるのではないかと考えるため、この点については調査の必要があるのではないかと考える。

・産業振興の観点から見れば、三重県条例による土壌汚染対策に係る規制について、全国並であることが望ましいと考える。企業の土壌汚染対策への補助制度を設けても有効な対策とはならず、現状では本市から石油化学産業が消滅することが危惧される。商工農水部として、石油化学産業を存続・発展させるための方策を考える必要がある。

・平成 27 年 4 月に企業立地促進条例が改正されたが、新たに企業が進出しようとするとき、土地造成に伴う経費を補助するなど、条例に基づくメニューの中で何らかの支援ができないか検討すべきである。土壌汚染対策に係る規制緩和と企業への支援の両輪を支えることにより、コンビナートを有する本市の優位性がより発揮されるのではないかと考える。

・第 1 コンビナート、第 2 コンビナートについては、住居地域と近接しており、土壌汚染が存在する可能性が高いのであれば、形質変更の面積にかかわらず調査は行うべきであると考えており、その調査結果に応じて企業に対して何らかの支援を行うことを考えた方が現実的ではないか。

【工場立地法に基づく緑地面積率の確保について】

・三重県道 6 号四日市楠鈴鹿線の慢性的な渋滞が課題となっているが、コンビナート内の道路を活用して拡幅することも必要ではないか。また、その際、既存のクリークを擁壁にかえ、公費を投入してその前後で緑化を図ることが企業の投資の呼び水になると考える。

・本市では、工場立地法の規制により、企業の従業員の娯楽施設や駐車場を減らして緑化を図った経緯がある。そのような背景を踏まえ、市の管理する公園等を緑地面積に加算できるような緩和措置も検討していく必要があると考える。他のコンビナート地域については緑地がベルト状に形成されているが、本市の緑地は点在しているのが現状である。ベルト状に緑地整備を行いながら、工場敷地内の緑地面積率の規制を緩和していく必要があると考える。商工農水部と環境部が協働し、住民の健康・安全を守りつつ企業活動ができるような協議も行わなければならない。

・平成 24 年より各市町村において地域準則条例を制定することにより、緑地面積率を独自に定めることが可能となっているが、本市は公害を経験したという歴史もあり、他都市と同じ土俵で考えることはできないと考える。しかし、それを理由に規制緩和を見送るのではなく、緑地面積率と大気汚染への影響との相関関係など科学的な根拠を軸として、規制緩和についても検討していくべきであると考える。

【工業用水における契約水量と実使用量の差（カラ水）について】

・カラ水の問題については、三重県企業庁の収支に影響されることであるため、その長期的な収支や、全国のコンビナートのカラ水の現状が分からなければ、当課題解決に向けて何が求められるのか不明である。このため、三重県企業庁に対しても、その収支状況や料金の算定根拠について、積極的に情報開示を求めていくべきである。

・コンビナート企業の中には、工業用水をろ過して浄水として使用し、上下水道局から水を買わない企業もあると聞いており、それが上下水道局の収支を圧迫している原因の一つとなっているのではないかと考える。

【その他】

・四日市市産業活性化戦略会議においては、未利用地の企業内工業団地としての活用など、新たな仕組みの構築が提言されているが、当委員会でも北九州市の企業内公共産業団地の取り組みを視察し、

本市においてもそのようなあり方を検討すべきと考えている。平成 27 年度より企業立地奨励金の対象が拡充されたが、それでカバーできない部分についても施策を打ち、企業に積極的に PR すべき時期に来ているのではないかと考える。

・航空宇宙産業クラスター形成特区について、三重県下では特区指定はあるものの、本市には航空宇宙産業に取り組む事業所がないことから特区指定がないとのことである。しかし、関連産業はあると考えており、当該特区の申請に向けた企業の誘致・育成の取り組みは必要であると考えている。今後の本市の産業の活性化に向け、航空宇宙分野の支援についても検討してほしい。

・将来的に東海環状自動車道が完成したとき、航空宇宙産業の盛んな各務原市までのアクセスがよくなるため、大矢知や八郷の里山に企業の炭素繊維の焼成炉等を立地させることが有効であると考えている。

・コンビナート企業の海外流出も危惧される場所であるが、現在の円安の状況においてファインケミカル化を図ることができれば、事業所を国内にとどめることができるのではないかと考える。

8. 委員会としてのまとめ

前述のとおり、本市では平成 27 年 4 月に企業立地促進条例が改正され、臨海部工業用地の有効活用に向けて本腰を入れて取り組むこととなりました。当委員会としても、同年 7 月に同じく臨海部コンビナートを多く有する北九州市の工場遊休地への企業誘致の取り組みを視察し、改めてこの課題解決に向けた取り組みの重要性を認識したところです。

当委員会では、4 回にわたり、コンビナートの現状と今後の方向性について議論を行い、本市において企業立地や設備投資が行われる際、何が課題となるのかを検証しました。その中で、「土壤汚染対策法への対応」及び「工場立地法に基づく緑地面積率の確保」が特に企業にとって負担となっているのではないかと感じられたところです。以下、論点ごとに記載します。

① 土壤汚染対策法への対応について

土壤汚染対策法によれば、3000 m²以上の土地の形質変更をしようとする者は、形質変更に着手する前に市への届出を行い、届出された土地に土壤汚染のおそれがある場合に、市は土地の所有者等に土壤調査を命じることができることとされています。しかし、三重県生活環境の保全に関する条例によれば、3000 m²以上の土地の形質変更をしようとする者は、市への届出を経ることなく、当該土地の履歴を調査し、過去に当該土地に特定有害物質の製造、使用、その他の取扱いを行っていた工場等が立地していたかどうかの確認を行い、当該工場等が立地していた場合は、形質変更をしようとする土地のすべての範囲について土壤の調査等を義務づけられる（第 72 条の 2）など、本市の企業は国よりも厳しい規制を課されることとなっています。さらに、特定有害物質を使用する工場等の敷地内で 300 m²以上の土地の形質変更を行う場合は、有害物質使用特定施設に係る有害物質について、当該土地の土壤調査を実施し、記録することが必要となります（第 72 条の 3）。

同条例第 72 条の 3 の規定について、特定有害物質を使用する工場等を所有する企業は、コンビナート企業の約半数程度とのことであり、また、適用除外規定もあることから、同規定に基づき土壤調査を行った例はこれまでにほとんどないとのことですが、しかしながら、3000 m²以上の一般の土地の形質変更の際、地歴調査を義務づけているのは他に大阪府のみであり、有害物質の使用等している土地の土壤調査につき、国よりも厳しい規制を設けている自治体も多くありません。このような状況は、新たな企業の進出や、設備投資を踏みとどまらせる要因となることも考えられます。現に、企業からは、土壤汚染対策として課される土壤調査・地歴調査等については多大なコストや時間を要するとい

った意見も出されているとのことです。調査結果の公表が、企業イメージの悪化につながり、コンビナートに新たな投資を呼び込む際の阻害要因となることも考えられます。

このような中、当委員会においては、この課題の解決に向け、三重県に規制緩和を求めるべく意見書の提出について議論しました。意見書案の内容については下記のとおりです。

産業振興に向けた土壌・地下水汚染に関する規制の緩和を求める意見書(案)

四日市市は石油化学コンビナートを中心とした日本有数の工業都市として栄えてきました。そして現在、本市は県下において、最も経済規模の大きな自治体として三重県経済を牽引しております。

一方、現在、日本の経済は回復傾向にありますが、石油化学産業においては、国際競争の激化や国内需要の減少等により、先行きが不透明な状況にあります。

また、人口減少が進む中、自治体間競争は激しさを極め、企業誘致や企業の更なる設備投資の促進においても本市や三重県の優位性を確立していく必要があります。特に、本市にとって、企業誘致の際に競合する可能性の高いコンビナートを有する自治体との差別化、優位性の確保は必要不可欠です。

ただし、現在三重県では、一定規模の土地の形質変更を行う際に『三重県生活環境の保全に関する条例』に基づき、全国的に見ても厳しい水準の規制が課せられており、コンビナートを有する他の自治体と比べ、企業進出や設備投資の際に企業に大きな負担が掛かっていると考えられます。

三重県の企業誘致力を向上させるためにも、土壌・地下水汚染に関する規制を、全国レベルの水準としていただきますよう、下記のとおり強く要望します。

記

1. 『三重県生活環境の保全に関する条例 第72条の2』に基づく3,000㎡以上の土地の形質変更を行う際に土地所有者等に課している地歴調査等の規制を緩和すること。
2. 『三重県生活環境の保全に関する条例 第72条の3』に基づく特定有害物質を使用する工場等の敷地内において300㎡以上の土地の形質変更を行う際に土地所有者等に課している土壌調査等の規制を緩和すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

当委員会では、産業振興の観点から4回にわたり、同テーマで所管事務調査を行い、当意見書案を作成するに至りました。しかし、議論の中において、四日市コンビナートは海軍燃料廠跡地に形成されている部分があり、土壌汚染が発見される可能性が高いと思われること、また、第1コンビナート、第2コンビナートについては住居地域と近接しているにもかかわらず、住民目線からの議論が不足していたのではないかと。面積の大小にかかわらず、土壌汚染が発見される可能性があるのであれば、調査は行うべきであり、その調査結果に応じて何らかの支援を行う方策について検討すべきであるとの主張により、当意見書案には賛同しがたいとの表明がなされました。結果として、委員会として当意見書案の発議を行うのであれば、全会一致によるのが望ましいとの考えから、当委員会から意見書案

の発議は行わないこととなりました。

しかし、現状のままでは、上記のとおり、土壌汚染対策にかかる規制が企業の負担となり、今後の設備投資や新たな企業の進出に影響を及ぼすことも考えられます。過去には企業の土壌汚染対策に対して補助を行っていましたが、有効な対策とはならず、平成 25 年度で廃止となっています。本市から石油化学産業の灯を消さないためにも、土壌汚染対策につき、企業に対してどのような支援ができるのか早期に方向性を打ち出すことが求められます。当委員会としても、この課題については、規制緩和と企業への支援の両側面から引き続き、議論を行っていきたいと考えます。

②工場立地法に基づく緑地面積率の確保について

続いて工場立地法に基づく緑地面積率の確保が大きな課題であると感じられました。

昭和 49 年に施行された工場立地法により、敷地面積 9000 m²または建築面積 3000 m²以上の工場については、20%以上の緑地面積率が必要とされてきたところですが、平成 15 年に三重県条例により、工場立地法施行以前に設置された工場については、緑地面積率の規制緩和が図られました。本市は、今この三重県条例により、緑地面積率を確保することとされていますが、平成 24 年第二次地域主権一括法により、県より市に権限移譲がなされ、地域準則条例を制定することで、独自に緑地面積率を定めることができるようになりました。

すでに、市原市、岡山市等においては、独自の緑地面積率を定めた地域準則条例を制定し、規制緩和を図っていますが、本市においてこの地域準則条例の制定はいまだなく、三重県条例に基づいた規制が課されています。

この点について、市内企業では、現行の緑地面積率を緩和すべきとの意見が多数を占めており、「四日市市臨海部工業地帯競争力強化検討会 操業環境関連部会」においては、そのような状況を踏まえ、四日市地域の競争力を高める上では他自治体における工場立地法の規制緩和の動きに遅れることなく市条例化を見据えた取り組みを展開すべきであるとの提言を行っており、実際に緑地面積率・環境施設面積率の緩和について、緑量という視点を加えて下表のとおり案を取りまとめています。

緑地面積率・環境施設面積率の緩和の内容				
	< 現行 >		< 案 >	
	工場立地法 県地域準則条例		工場立地法 市地域準則条例	
緑地面積率 (敷地面積に対する緑地の割合)	工業専用地域、工業地域 (既存工場に限る)	15%	工業専用地域、工業地域 (既存工場に限る)	10%
	上記以外	20%	上記以外	20%
環境施設面積率 (敷地面積に対する環境施設の割合)	工業専用地域、工業地域 (既存工場に限る)	20%	工業専用地域、工業地域 (既存工場に限る)	15%
	上記以外	25%	上記以外	25%

工場立地法に基づく緑地と市の指導要綱等に基づく緑地量との関係		
《工場立地法に基づく緑地》	緑地面積率 10%	環境施設面積率 15%
《市の運用指針に基づく緑量》 ①工場敷地内の緑化 敷地周辺部の緑化、立体的な緑化、屋上等 の緑化、水辺の緑化 ②工場敷地外の緑化 ③緑地特例 太陽光パネル	緑量面積率 5%	

その他の工場立地環境保全対策	
法基準による緑地整備の加速	既存工場は、生産施設の建替え等をする際に法により義務付けられている緑地の整備面積（工場立地に関する準則「備考」に規定する「生産施設面積の変更に伴い設置する緑地の面積」）に同面積を加えた面積以上の緑地を整備する。 生産施設立建替え時 = 義務緑地×2
緑量確保以外の 環境保全対策の推進	既存工場は、エコ通勤の実施や温室ガス効果の削減となる設備の導入等を推進し、工場周辺の環境保全対策を講ずる。

※「四日市市臨海部工業地帯競争力強化検討会 操業環境関連部会のまとめ（平成26年3月）」

より抜粋

当案は、既存工場の緑地面積率に関する規制を緩和し、プラントの新增設などの設備投資を行いやすい環境を整えるものである一方、緩和した緑地分として現存する立体的な質の高い緑地などを継続して確保できるとともに、緑地面積率が現行基準を下回る事業所に対して、法で求める緑地整備分を市指導要綱等により付加し、緑地整備を加速するものとなっています。また、同検討会は、既存工場の緩和策とともに、新設工場の緑地面積率等の緩和策についても企業誘致の観点から重要な検討事項と思われ、今後検討を進めていくべきである旨についても提言しています。

平成24年の第二次地域主権一括法による規制緩和以降、本市と同様に石油化学コンビナートが存在する都市において地域準則条例が制定された例は徐々に増えています。過去に公害を経験した本市においては、住民の生活環境の維持・向上に対して最大限の配慮が必要です。しかしながら、熾烈な自治体間競争を勝ち抜くためには、本市としても地域準則条例を制定し、緑地面積率の緩和を図ることは必要であると考えます。緑地面積と環境への影響との相関関係についても調査し、臨海部工業地帯競争力強化検討会における提言の内容も十分踏まえながら、早期に地域準則条例を定め、法規制の緩和に動かれることを強く求めます。

以上、2点について大きな課題として議論を行いました。そのほかにも長年の課題となっている三重県道6号四日市楠鈴鹿線の慢性的な渋滞の解消や、工業用水における契約水量と実使用量の差の問題など、四日市コンビナートが抱える課題はさまざまあります。石油精製、石油化学については、

機能性化学産業への転換の動きがあるなど、産業構造は変化していますが、産業都市として、本市がこれからも企業に選ばれ続けるためには、企業にとっても、また、その企業に勤務する者にとっても魅力のある都市であり続ける必要があると考えます。

地方創生が叫ばれる現代において、本市の強みである石油化学コンビナートの抱えるさまざまな課題に対処し、産業振興を図ることは不可欠であります。当委員会としても引き続きこうした課題意識をもって議論を行いたいと考えるとともに、執行部側においても、企業進出や設備投資の阻害要因となる課題が早期に解決できるよう、方策について真摯に検討されることを要望し、当委員会の報告書といたします。

[委員会の構成]

委員長	森	智	広
副委員長	小	林	博次
委員	伊	藤	修一
委員	荻	須	智之
委員	笹	岡	秀太郎
委員	豊	田	祥司
委員	中	森	慎二
委員	日	置	記平
委員	諸	岡	覚

○地区市民センター等機械警備業務委託に関する入札契約方法について（市民文化部）

○業務委託の指名競争入札にかかる考え方について（市立四日市病院）

1. 経緯

平成 27 年 11 月定例月議会予算常任委員会産業生活分科会において、指名競争入札が行われている市民文化部所管の地区市民センター等機械警備業務委託及び市立四日市病院の業務・事務処理委託等につき、その契約方式や入札方法に至る考え方を整理し、議会にも報告すべきであるとの意見がありました。それを受け、当委員会としては、所管事務調査を実施し、この 2 点の入札契約方法に係る考え方について、確認することといたしました。調査結果については、下記に記載のとおりです。

2. 入札契約の方法について（市の運用基準）

（1）業務委託の入札に係る基本的な考え方

本市の業務委託の発注については、物品調達等に関する運用基準（以下「運用基準」という。）に基づき、予定価格が 50 万円以上の業務委託については、調達契約課において、原則指名競争入札を行い、50 万円未満のものについては自所属にて随意契約（見積合せ）を行うこととしている。

（2）指名競争入札の方法

指名競争入札に当たっては、調達契約課において、運用基準に基づき、入札参加資格者名簿の中から、入札参加資格停止期間中でないこと、経営状態が著しく不健全でないこと、同種契約の相当の実績があること、業者の実績等から見た業務の実施体制が確保できるかどうかなどを勘案し、指名業者を選定し、入札を実施し、契約を締結している。

（3）指名競争入札のメリットとデメリット

- ①指名競争入札のメリットについては、一般競争入札に比べて、業者選定の段階で不良・不適格業者を排除することができ、業務の品質の確保を図りやすいこと、さらに競争入札参加者の選定手続きが簡便であり、事務量も軽減されるという点がある。
- ②指名競争入札のデメリットとしては、指名が特定のものに偏りがちになる恐れや、業者間の談合が起りやすくなるということも考えられることから、業者選定等における公正性、指名業者数等に係る競争性、入札手続きなどの透明性の確保について配慮する必要がある。

3. 地区市民センター等の機械警備業務委託に関する入札契約方法について（市民文化部）

（1）業務委託の内容について

- ①監視項目：防犯、火災監視サービス
- ②監視時間：警備監視操作により警報機が警戒状態になった時から解除になった時まで。ただし、火災に関しては 24 時間警戒状態。
- ③監視箇所：地区市民センターにおける事務室、団体事務室
- ④具体的な監視内容
 - i) 対象施設内に感知センサーの設置による侵入者の監視
 - ii) 対象施設内のドア、窓の開閉に係る感知センサーによる異常有無の監視
 - iii) 事務室の金庫における開閉に係る感知センサーによる異常有無の監視

iv) 火災監視において、異常を受信したとき消防署への通報

v) i) ～ iv) において、異常を感知したときは、速やかに現場に急行し、異常事態の確認及び被害拡大の防止に努める。また、同時に、必要に応じて警察、消防署へ通報し、責任者に連絡する

(2) 今後の考え方について

地区市民センター等機械警備業務委託については、各地区市民センターにおける通信回線を通じた盗難火災等の異常事態の監視、事故発生時における関係先への緊急通報、警備員による迅速な現場での事実確認等が求められる。

そのため、監視システムの設置・運用等に係る実績、緊急時の対応体制など業務の確実な履行を担保する必要がある。

また、機械警備業務については登録業者数が限られること、さらに業務委託においては、建設工事のような不良・不適格業者を排除するための要件の確認環境が整っていないことなどを考慮する必要があり、引き続き、運用基準に基づき、調達契約課による指名競争入札で契約することとしていきたい。

<平成 27 年度一般会計補正予算・債務負担行為に係る地区市民センター等機械警備業務委託>

対象施設	24 地区市民センター及び楠交流会館
期 間	平成 27～32 年度
限 度 額	8,825,000 円

4. 業務委託の指名競争入札にかかる考え方について（市立四日市病院）

(1) 市立四日市病院の入札契約方法

市の運用基準（「2. 入札契約の方法について（市の運用基準）」参照）に則り入札契約を行っている。

(2) 今後の考え方について

（平成 27 年度市立四日市病院事業会計第 2 回補正予算関係部分）

①病院という患者の生命、安全に関わる特殊性に鑑み、特に信頼性、確実性等が求められる次の委託業務については、一定の要件を満たした業者である必要があり、引き続き運用基準に基づき指名競争入札で契約することとしていきたい。

○臨床検査業務委託（予算限度額 100,300 千円）

<指名要件>

- ・医療関連サービスマーク（*）認定取得業者
*良質な医療関連サービスとして、定められた必要な基準を満たす事業者に対して認定されるマーク
- ・プライバシーマーク（*）使用許諾業者
*個人情報の取り扱いを適切に行う体制等を整備していることが認定された事業者が利用できるマーク
- ・一般社団法人日本臨床衛生検査技師会の精度保証施設認定業者

- ・三重県内に営業所を有する業者

○放射線量測定委託（予算限度額 1,654 千円）

<指名要件>

- ・電離放射線障害防止規則の規定を満たしている業者
- ・医療法施行規則の規定を満たしている業者
- ・放射線障害防止法の規定を満たしている業者
- ・測定種別第2号（放射線物質取扱作業場）の登録を受けている作業環境測定業者（三重県内には当該登録業者はない）

○歯科技工業務委託（予算限度額 968 千円）

<指名要件>

- ・無呼吸症候群の患者を対象としたマウスピースは各患者に合わせたオーダーメイドであり、医師が要求する精度のマウスピースを作成できる業者

②病院特有の業務ではない次の委託業務について、履行実績や地理的条件等を勘案のうえ、運用基準に基づき指名競争入札で契約することとしていきたい。

○洗濯業務委託（予算限度額 25,272 千円）

○電話交換等業務委託（予算限度額 10,576 千円）

○インターネットパソコン運用保守業務（予算限度額 2,108 千円）

○産業廃棄物（廃プラ）処理業務委託（予算限度額 10,000 千円）

○産業廃棄物（金属類）処理業務委託（予算限度額 200 千円）

○産業廃棄物（ガラスビン）処理業務委託（予算限度額 80 千円）

○産業廃棄物（ペットボトル）処理業務委託（予算限度額 59 千円）

○一般廃棄物（可燃ごみ）処理業務委託（予算限度額 3,888 千円）

○一般廃棄物（燃え殻）処理業務委託（予算限度額 332 千円）

○古紙リサイクル処理業務委託（予算限度額 77 千円）

○カーテンクリーニング業務委託（予算限度額 6,550 千円）

4. 委員会としてのまとめ

調査の中において、委員からは、指名競争入札としている業務委託について、一般競争入札にしたとしても、入札参加資格に相応の要件を付していれば、指名競争入札と結果は変わらないのではないかという疑問も呈されました。理事者からは、指名競争入札とすることで、障害者雇用促進企業を優先的に指名することや、能力の劣る者や不誠実な者を排除することができるほか、入札契約に係る時間や費用が軽減される。また、業務委託の一般競争入札については、建設工事や設計業務のように事業者の能力を確認するためのデータベース等の環境が整っていないことや、同種業務の入札が頻繁に行われる状況ではないために事業者が入札公告を見落としてしまう可能性があるといった課題もある。以上のことから、指名競争入札が望ましいと考えるが、一方で、指名競争入札には、指名が特定の者に偏りがちになる恐れや、業者間の談合が起りやすくなるといったデメリットもあり、そのことには十分配慮しなければならないとの説明がなされたところであります。

今回の調査により得られた情報を踏まえ、当委員会としても、入札の公正性、透明性が確保される

よう留意し、所管部局に係る議案審査等の議論に臨みたいと考えます。

[委員会の構成]

委員長	森	智	広
副委員長	小	林	博次
委員	伊	藤	修一
委員	荻	須	智之
委員	笹	岡	秀太郎
委員	豊	田	祥司
委員	中	森	慎二
委員	日	置	記平
委員	諸	岡	覚

4. 行政視察報告書

平成 27 年 9 月 25 日

四日市市議会

議長 加納 康樹 様

産業生活常任委員会

委員長 森 智広

産業生活常任委員会行政視察報告

産業生活常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 平成 27 年 7 月 27 日（月）～7 月 29 日（水）
2. 視察都市 北九州市、大分市、下関市
3. 参加者 森智広、小林博次、伊藤修一、荻須智之、笹岡秀太郎、
豊田祥司、日置記平、諸岡覚
(随 行) 笠井厚徳
4. 調査事項 別紙のとおり

(北九州市)

1. 市勢 市制施行 昭和 38 年 2 月 10 日
人 口 957,597 人 (平成 27 年 4 月 1 日付)
面 積 491.95 平方キロメートル
2. 財政 平成 27 年度一般会計当初予算 5873 億 0100 万円
平成 27 年度特別会計当初予算 6746 億 8610 万円
平成 27 年度企業会計当初予算 1233 億 6381 万円
合 計 1 兆 3853 億 5091 万円
3. 議会 条例定数 61
6 常任委員会 (総務財政、建築消防、環境建設、保健病院、教育水道、経済港湾)

4. 視察事項 (工場遊休地への企業誘致について)

1) 視察目的

北九州市は、経済活動の安定的な操業に大きなリスクをもたらす地震災害等が非常に少ないことや、筑豊の石炭や中国からの鉄鉱石の原料調達に優れた地理性から、官営八幡製鐵所の立地を皮切りに、古くから多くの企業が集積する日本有数の産業都市となっている。

しかし、近年、北九州市の工場用地の中には、生産工程の効率化、一部機能移転や集約等により、未利用地・遊休施設が発生する状況にあった。こうした状況を回避すべく、北九州市では、平成 24 年度より、市内の民間企業の工場遊休地を「企業内公共産業団地」と命名し、市有地と同様の位置づけで企業誘致に取り組んでおり、民間の土地活用を行政が仲介する取り組みとして注目されている。

本市においても、同様に臨海部コンビナート地区における企業内空地の活用が課題となっているが、本年 4 月に四日市市企業立地促進条例が改正され、この課題への対応が求められることから、北九州市における取り組みを、今後の本市の参考とすべく視察を行った。

2) 企業集積地としての北九州市の強みについて

A. アジアの成長を取り込むロケーション

北九州市から韓国の釜山までの距離は、同市から広島市までの距離とほぼ同等であり、下関港及び博多港からフェリーが1日1往復で運航されているほか、北九州港からコンテナ船が1日2便運航されており、陸続きの場合と同様の物流が可能である。

B. 東九州自動車道の開通 ～高速道路網の充実～

平成28年春に全線開通を予定している東九州自動車道により、大幅に物流のスピードが上がることから、九州全土から山口県、広島県に至るまでの物流センター機能を北九州市に置くことができるため、物流を活かした企業集積が可能である。

C. 充実した内航フェリー

北九州港は九州でも最大のフェリー基地であり、さらに北九州と関西を結ぶ全8隻のうち4隻が2015年から2016年にかけて大型化される。トラック運送については、深刻な運転手不足が課題となっているが、内航フェリーが充実しているため、九州・関西間における物流の有効な手段となっている。今後は、東九州自動車道と内航フェリーの活用により、西日本の物流拠点としての事業展開を図りたいとのことである。

D. 安価な工業用水道料金

平成26年4月1日より、23.5円/m³（契約水量300m³/日以上）に水道料金の値下げが行われ、さらに二部料金制を導入することにより、固定料金と変動料金に分けることで無駄の少ない利用が可能となった。これにより、政令指定都市で一番の低料金を実現している。

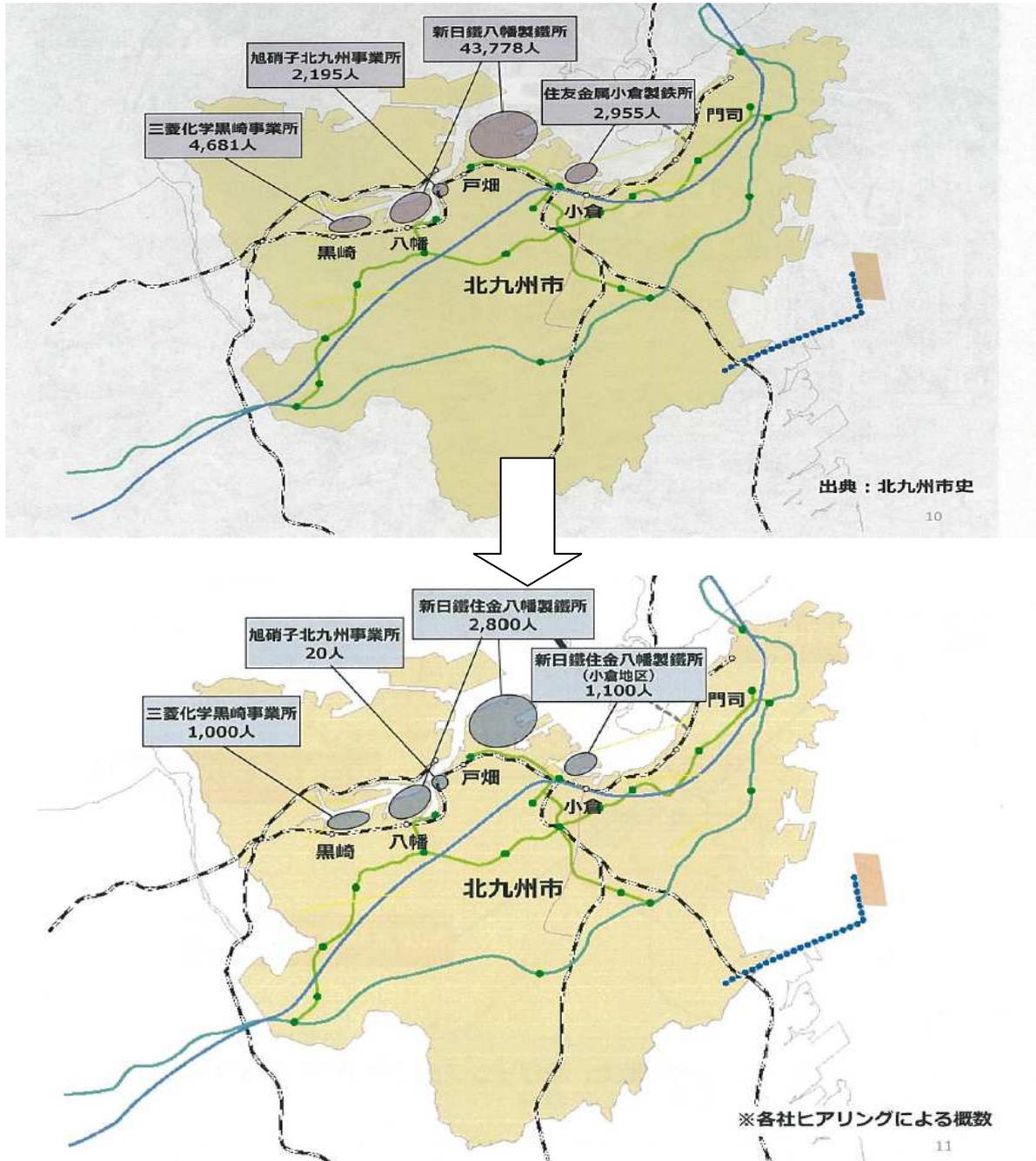
E. BCPに最適な低災害リスクエリア

北九州市は大陸プレート境界から遠く離れているため、大地震のリスクが小さい。継続的な運営に支障をきたさないように企業が北九州市への工場立地を選ぶ場合も多く、八幡製鐵所の立地においてもそのような理由から北九州市が選ばれている。

3) 工場遊休地への企業誘致の概要について

三菱化学(株)黒崎営業所、新日鐵住金(株)八幡製鐵所、旭硝子(株)北九州事業所などの大規模な事業所では、生産手段の効率化などの理由により、昭和38年当時に比べて正社員人数が格段に減少しており、それに伴い北九州市内の工場遊休地も増加傾向にある。

(参考) 北九州市の主な工場用地の現状 (上：昭和38年、下：現在)



A. 新日鐵住金シームレス工場跡地の開発について

工場遊休地の増加への対策を検討する中で、工場遊休地を地域の資源として

捉え、地域資源の有効活用の観点から情報発信をして企業誘致ができないか考察がなされた。

最初に遊休地活用に取り組んだのが、新日鐵住金(株)のシームレス工場跡地(52ha) についてであった。取り組みの特色については下記のとおり。

○新日鐵住金シームレス工場跡地(52ha)の開発の特色

- ①国際物流特区の規制緩和を活用し、安価な電力を供給する東田コジェネを設立⇒企業が自家発電をしていることにより発生するメリットを享受できる。
- ②工業用水の供給が可能
- ③シームレス工場の建屋を活用することで、安価で、かつ通常より早い工場稼働が実現(建設が6カ月短縮)
- ④新日鐵八幡に誘致プロジェクトチームが設立され、市と共同で誘致
※工場跡を活用し、企業誘致を行うことによって、企業側(コスト削減を意図)と行政側(税収確保を意図)の双方にとってメリットとなる。
- ⑤九州への自動車産業の集積
(下図の豊田合成、ナミュニット、九州シロキ、千代田工業など)



B. 三菱化学黒崎事業所における遊休地の活用について

代表的な企業内工場遊休地の活用事例として、三菱化学黒崎事業所における取り組みが挙げられる。

80年近い歴史を持つ黒崎事業所は、三菱化学発祥の地であるが、高純度テレフタル酸、コークス、カプロラクタムなど、かつての主力製品が国内生産の役割を終えたことで、その跡地・遊休地が点在している。

○三菱化学黒崎事業所における遊休地活用の特色

⇒完全な更地ではなく、黒崎事業所の持つインフラを第三者が活用することができるため、企業にとっては大きな魅力となる。

- ①進出企業には、同事業所で生産する基礎化学製品や工業用ガスの供給が可能
- ②インフラ整備として、電力（自家発電と買電）と工業用水（自家用水と北九州市工業用水）の提供のほか、排水、産業廃棄物などの環境対応設備も充実。プライベートバースも活用可能
- ③黒崎駅北側に広がっており、公共交通機関が充実し、また黒崎駅周辺の商業施設、商店街に隣接

○三菱化学黒崎事業所のインフラ、ユーティリティ

①充実したインフラ整備

- ・電力→自家発電、買電
- ・蒸気→高圧蒸気・中圧蒸気・低圧蒸気
- ・用水→工業用水
- ・工業ガス→窒素、酸素、二酸化炭素
- ・排水→活性汚泥処理
- ・産業廃棄物→焼却炉等

②物流インフラ

- ・埠頭、栈橋→埠頭2カ所、栈橋7カ所
- ・トラック軽量器→3器
- ・トラック通用門→3カ所

③提供可能基礎化学品

- ・硫酸、塩酸、硝酸、メタノール、アンモニア、苛性ソーダ、酸素、窒素、炭酸ガス

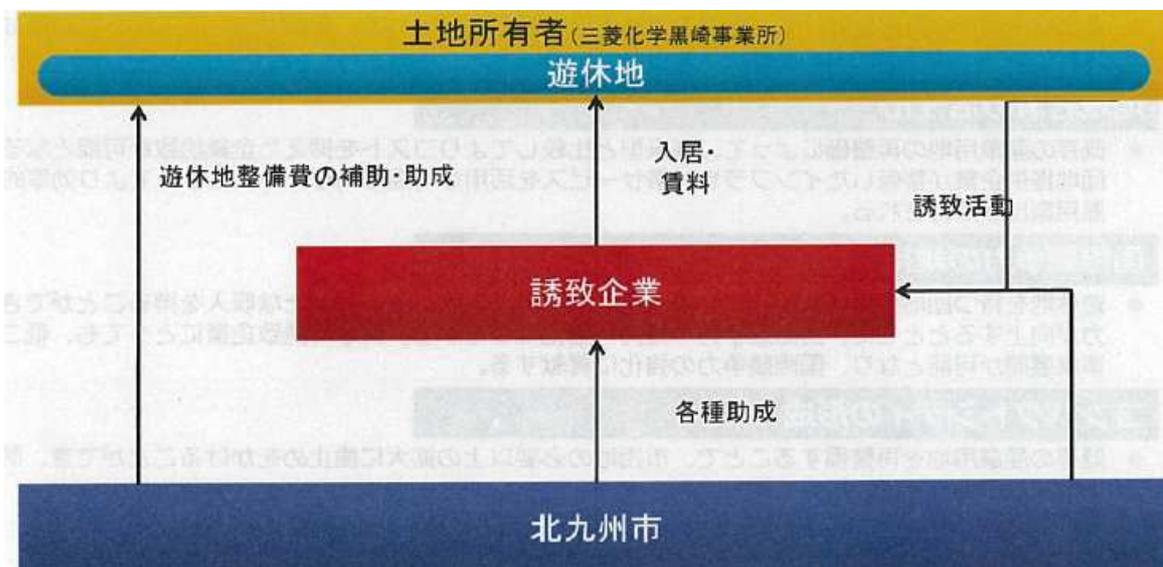
C. 企業内公共産業団地について

上記三菱化学黒崎事業所においては、企業内遊休地の活用にあたり、企業内公共産業団地方式による企業誘致に取り組んでいる。

①企業内公共産業団地の定義

企業内公共産業団地とは、民間企業が有する遊休地の有効活用によって、雇用の創出や税収増等による地域経済の活性化と、当該企業の固定費用負担の軽減による企業競争力の向上を目的として、行政の補助・助成等を用いつつ遊休地を整備するスキームのこと。

(企業内公共産業団地方式)



②企業内公共産業団地整備の意義

・財政負担の軽減～資源の有効活用～

多くの自治体で厳しい財政運営を強いられており、新たな産業団地を新規に整備する余裕がない。限られた資源の有効活用が求められる。

・企業ニーズに対応したスピード感ある用地提供

急激な円高等の影響を受けて、企業の海外流出が懸念されている。企業のニーズに合った安価な用地提供、スピード感ある生産拠点の整備が求められている。

・地域経済の活性化

既存の産業用地の再整備によって、従来型と比較してよりコストを抑えた企業誘致が可能となる。また、団地提供事業が整備したインフラや付帯サービスの活用が可能であり、それによってより効率的な税収増、雇用創出が期待される。

・国際競争力の維持・強化

遊休地を持つ団地提供企業にとっては、遊休地の有効活用によって新たな収入を得ることができ、企業活力が向上するとともに、国際競争力の維持・強化につながる。同じく誘致企業にとっても、低コストでの事業展開が可能となり、国際競争力の強化に貢献する。

・コンパクトシティの形成

既存の産業用地を再整備することで、市街地の必要以上の拡大に歯止めをかけることができ、防災力の高いコンパクトシティの形成に寄与する。

・地球環境問題への対応

ブラウンフィールドの拡大を抑制し、グリーンフィールドの保全に寄与することで、環境負荷を低減する。

③企業内公共産業団地の効果

○団地提供企業（三菱化学黒崎事業所）にとってのメリット

- ・遊休地の有効活用
 - ・賃料収入の確保
 - ・原材料の提供
 - ・付帯サービスの提供 など
- } 収益性の向上

○入居企業にとってのメリット

- ・コンビナートで原材料を低コストで調達可能（特に苛性ソーダ等の化学品）
- ・団地提供企業の付帯サービスを利用可能
- ・スピード感ある入居が可能 など

○北九州市にとってのメリット

- ・緊縮財政の中、従来方式と比較して1/24の財政出動で新規雇用を創出
- ・従来方式と比較して投資リスクを低く抑えることが可能 など

○黒崎地区にとってのメリット

- ・黒崎地区で新たな雇用が発生し、それに伴う購買活動によって商店街の活性化につながる
- ・黒崎駅を中心としたコンパクトシティの形成 など

③進出企業の例

立地企業	提供しているインフラ等
大日本印刷(株) 黒崎工場	カラーレジストの使用 用役・廃棄物処理設備の使用
東曹産業(株)	用役・廃棄物処理設備 福利厚生設備の使用
ステラケミファ(株) 北九州工場	用役・廃棄物処理設備の使用
太陽インキ(株)	原料・用役・廃棄物処理設備の使用

④企業内公共産業団地への国の支援の必要性

我が国の一部企業は、重厚長大の生産体制の遺産として広大な遊休地・遊休施設を抱え、その固定費は国際競争力を失う要因の一つとなる。

企業内公共産業団地の取り組みを行うことにより、当該産業団地に進出する企業は、イニシャルコストを大幅に抑えることができ、結果、海外進出しようとする企業を国内に繋ぎとめることも可能となる。そのため、国による全国的な企業遊休地の整備（老朽施設の解体等）に対する支援の仕組みが必要である。

なお、国においても企業遊休地の課題に対応するため、その活用に向けた支援体制の検討を開始し、北九州市も検討の場に入って協議を行った。

例) 操業を停止したプラントについて、その場で新たに事業開始することが決まっていなければ、企業はすぐに撤去することが困難である。その跡地を活用する場合、速やかなプラント撤去が望まれるため、それを促進するような仕組みが望ましい。

D. 地域資源を活用した今後の取り組み

①空き工場のクリーンルームを活用した植物工場等の誘致（旭硝子）

- ・市街地に近く、都市高速道路やコンテナターミナルへのアクセスが良い
- ・用地内にある既存インフラ（電力、蒸気、工業用水、栈橋など）やクリーンルームを備えた空き工場の活用により、初期投資を低減することが可能

⇒植物工場としての活用を提案中

②未利用エネルギーを活用した誘致（響灘地区企業未利用地）

- ・大型港湾施設に隣接する広大な産業用地
- ・地域エネルギー拠点化推進事業により、安定・安価な電力と廃熱等の未利用エネルギーが将来的に発生

⇒未利用エネルギーを活用し新たな産業集積を検討中



4) 委員からの質疑

Q工場遊休地を活用して収益を上げることについては、企業側の提案によるものか、それとも市の主導によるものか。

A遊休地の存在により、事業コストが高くなることに対し、企業側から税や工業用水料金の減免等の支援について相談があり、それを受けて市側から提案したものである。

Q企業が所有する既存インフラの活用についての調整や、第三者へのその活用の売り込みは市側で行ったのか。

A三菱化学関係者や学識経験者を交えた研究会を組織し、調査研究を行い、それに基づき行った。行政側のみでのプロジェクトチームは作っていない。

Q企業誘致の募集の方法はどのようなものか。

A市のホームページにおいて公営の産業団地と一緒に紹介しており、行政側が企業訪問等において周知を行っているほか、企業側（三菱化学側）からも呼びかけている。

Q本施策を推進する上での行政の体制はどのようなものか。

A特別なプロジェクトチームがあるわけではないが、企業誘致等に関連する業務に10年以上携わっている職員も多い。長期に業務に携わることによって、企業側との信頼関係も担保することができると思う。

Q工場遊休地の状況など、企業側が社内の情報を出し渋ることはないのか。

A社内情報を出し渋る傾向はあるため、双方の信頼関係を構築することが重要

である。場合によっては、企業との間で秘密保持契約を締結することもある。

Q 企業誘致を行う遊休地の土壌汚染の問題についてはどのように対応するのか。

A 土壌汚染のある土地は、将来的に所有者にかかる負担が重くなるため、基本的には売買ではなく、賃貸としている。土壌汚染のある地域の工場を活用することに大きな問題はないと考えているが、土壌汚染対策法の規制から工場建設等で排出された土壌をどこに運ぶかが問題となる。北九州市では、誘致エリアについては、特定のエリア内での土壌の移転を可能とし、工場建設に際して特別なコストがかからないような運用を行っている。本来は、国において土壌汚染のある地域の活用について、支援体制を構築してもらいたいと考えている。

Q 遊休地への企業誘致を開始してから、企業に対する固定資産税等の減免措置は行っているのか。

A 市の産業施策としては行っていない。国において、既存プラントの解体・撤去等を促進するような税制等をとってもらいたいと考えている。

Q 企業内遊休地の活用についての意思決定は、大企業ではどこで行われているのか。

A プラント撤去等にコストがかかることもあるため、本社の役員会等に諮り決定されることとなる。大企業は北九州市内だけでなく、他市町にも遊休プラントを持っているため、北九州市のプラントを優先撤去する理由が論点となることから、具体的な提案をしなければならない。北九州市に存する企業を撤退させないためにも、その遊休地を活用することは重要であると考えている。

Q 誘致企業が増えるほど、新卒等の人材確保に苦心するのではないか。

A 北九州市においても大卒の人材は確保しにくい傾向があり、5年後から10年後にかけての労働力不足が課題となる。北九州市には、ロボット産業もあるため、今後は労働力としてのロボット導入支援を行いたいと考えているほか、国の施策の方向性にもよるが、外国人労働者の確保も考えている。

Q 北九州市では何に軸を置いて次世代産業を考えているか。

A ロボット産業、自動車産業を中心とした水素関連に重点を置いているほか、将来的には航空機産業もできればよい。しかし、地元企業を応援することももっとも重要であると考えている。

5) 委員会としての所感

北九州市は、官営八幡製鐵所を皮切りに古くから企業集積地として発展してきた日本有数の産業都市であり、今後は、東九州自動車道の全線開通により、西日本の物流拠点としてさらなる発展が期待される場所である。

しかし、近年の生産工程の効率化、一部機能移転や集約等による企業敷地内の未利用地や遊休施設の発生は北九州市においても例外ではなく、それに伴い、大規模事業所に勤める正社員人数も50年前と比較しても格段に減少している。

こうした現状を打破すべく、前述のとおり行政の声掛けにより、企業内遊休地を地域資源と捉え、そこへ新たな企業を誘致する取り組みが開始された。特に、三菱化学黒崎事業所における企業内公共産業団地の取り組みは、税や工業用水等の経費削減を求める遊休地所有企業、税収を確保しつつ財政負担の軽減を意図する行政、安価な費用で迅速な事業開始を求める誘致企業の三者のニーズを効果的にマッチングした興味深い事例であると感じられた。

企業内の敷地への第三者企業の誘致に行政が関与する場合、企業から行政への内部情報など、双方の連携が密であることが求められると考えるが、今回の視察を通じて、行政側が企業との信頼関係の構築に重きを置いていることが強く感じられた。10年以上にわたって企業誘致策に携わる行政職員も多いとのことであり、このような姿勢は北九州市の大きな強みであるとする。

四日市市も、北九州市と同じく臨海部コンビナートを多く有する産業都市であるが、臨海部コンビナート地区の企業内空地については長年の課題となっている。しかし、本年4月に四日市市企業立地促進条例が改正され、臨海部コンビナート地区における企業内空地を活用する事業が重点分野として挙げられており、いよいよ本市においても対策に動き出すところである。

北九州市と異なり、産廃行政を所管しない本市においては、土壌汚染対策につき市単独で解決することができないなど、企業内空地の活用にあたって種々の弊害はあると考える。制度設計においては、必要な部分については、国や三重県にも協力を求めていくことが重要である。北九州市等の先進事例や取り組みにあたっての姿勢も参考の上、本市にとっても企業にとっても魅力のある制度の構築に努められることを求め、視察報告とする。

(大分市)

1. 市勢 市制施行 明治 44 年 4 月 1 日
人 口 477,853 人 (平成 27 年 3 月 31 日付)
面 積 502.39 平方キロメートル
2. 財政 平成 27 年度一般会計予算 (6 月現計) 1672 億 2400 万円
平成 27 年度特別会計予算 (6 月現計) 1030 億 7000 万円
平成 27 年度水道事業会計予算 (6 月現計) 175 億 7000 万円
平成 27 年度下水道事業会計予算 (6 月現計) 224 億 5700 万円
合 計 3103 億 2100 万円
3. 議会 条例定数 44
5 常任委員会 (総務、厚生、文教、建設、経済)
3 特別委員会 (子ども育成・行政改革推進、総合交通対策、地域
活性化対策)

4. 視察事項 (「おおいた夢色音楽プロジェクト」について)

1) 視察目的

大分市では、音楽のまちを象徴する鑑賞・参加・育成型イベントの開催で音楽文化を振興し、大分の文化と融合した新たな魅力として情報発信し、地域社会の活性化を図るため、平成 20 年度より、おおいた夢色音楽プロジェクトを実施している。プロジェクトは、①夢色音楽祭、②どこでもコンサート、③ふるさとコンサート、④いかした大人たちのバンドフェスの 4 つのイベントから構成されており、年間を通して音楽の溢れるまちを実現し、団塊の世代をはじめあらゆる世代が参加交流できるものとすることをコンセプトに実施されている。

本市では、平成 24 年を「四日市の文化力元年」と位置付け、全国ファミリー音楽コンクール等、種々の文化イベントを実施しているが、同コンクールについて、市民への周知が不十分である、内容がハイレベルではないか等の指摘があるなど、本市の文化によるまちづくりには課題も多い。種々の課題も指摘されている。このため、音楽のまちを掲げ、積極的に文化振興を行っている大分市の取り組みを、本市の参考とすべく視察を行った。

2) おおいた夢色音楽プロジェクトの概要について

A. 『おおいた夢色音楽プロジェクト』とは

大分市では、「大分市基本計画」に掲げた「ともに築く希望あふれる元気都市」を実現するため、音楽を活かした市民の手によるまちづくり、地域活動の活性化を目的として、平成20年度より「おおいた夢色音楽プロジェクト」を推進している。

B. 『おおいた夢色音楽プロジェクト』基本構想

年間を通して音楽があふれ、道行く人が心和むような「音楽のまち大分」を実現するために推進されているプロジェクト。

大分市が日本における西洋音楽発祥の地でもあることから、音楽のまちを象徴する鑑賞・参加・育成型のイベントを開催することで、音楽文化の振興を図るとともに、大分市の豊かな自然や食文化を融合し、新たな魅力として全国に情報発信し、地域の活性化を図るものである。

事業の名称については、わくわくするような未来と、思い出の中の風景を合わせたイメージを「夢色」と表現し、音楽を通じて多くの市民が豊かな心と大きな夢を育てほしいという思いを込め、「おおいた夢色音楽プロジェクト」とした。

○基本的な実施方針

1. 市をあげた取り組みとする。
2. 市民に身近な場所でミニコンサートなど、年間を通して音楽の溢れるまちを実現する。
3. “団塊の世代が英気を養う場の提供”をコンセプトに音楽イベントを行う。
4. 多世代が参加、交流できるイベントを開催する。
5. 文化の担い手として、市民育成につなげる。
6. 大分の様々な文化を融合したイベントとし、全国に向けて情報を発信する。
7. 継続により定着を図る。
8. ブランドマークを作成し様々な分野で活用する。
9. 実行委員会を組織し、具体化を推進する。

C. 『おおいた夢色音楽プロジェクト』各事業について

①どこでもコンサート

コンサートホールを飛び出して、市民に身近な場所や雰囲気の良い建物などで、気軽に音楽を楽しんでいただくことを目的としたミニコンサートである。入場は無料で、年間に9回程度開催している。平成26年度は9回開催し、延べ790人が来場した。

クラシックから三味線などの和をモチーフにした楽器まで、ジャンルを問わず、様々な場所において開催している。

○平成27年度事業費 532千円

②いかした大人たちのバンドフェス

大分市内を活動の拠点としている、メンバーの平均年齢40歳以上のアマチュアミュージシャンを対象に、発表の場を提供するために開催している。団塊世代をはじめとする幅広い年齢の方々にも、この機会に音楽活動に取り組んでいただくことで、文化活動の推進を図っていくことを目的としている。

平成26年度は、6月1日（日）に商業施設のパークスプレイス大分にて開催し、14組の応募の中から、選考を経て7組が出演。来場者は950人であった。

○平成27年度事業費 1,057千円

③ふるさとコンサート

大分市にゆかりのある若手演奏家によるクラシックコンサートである。将来を嘱望されている演奏家に発表の機会を提供するとともに、その才能の育成と市民への認知浸透を図る。平成26年度は1月30日（金）にコンパルホールにて開催し、来場者数は366人であった。入場料を徴収しているが、アンケートによれば、大変好評なイベントである。

○平成27年度事業費 1,480千円

④おおいた夢色音楽祭

「おおいた夢色音楽プロジェクト」最大の事業。道行く人が心と和むような「音楽のまち大分」を実現する鑑賞・参加・育成型のイベントである。あわせて中心市街地の活性化にも寄与することを目的としている。

○音楽祭概要

・中央町・ガレリア竹町・府内五番街などの商店街をはじめ、若草公園やふないアクアパークといった公演、あるいは商業施設など、大分市中心部の演奏可能な場所にステージを設置し、年齢、プロ・アマ、演奏ジャンルを問わず、県内外から集まったミュージシャンがストリートライブを繰り広げる。平成 26 年度は 2 日間で延べ 35 ステージに 275 組 1,106 人が出演。観客数は約 55,000 人であった。

・若草公園とふないアクアパークには屋台を開設し、“夢色大分ふぐバーガー”をはじめとする、「大分の美味しいもの」を提供している。

・オリジナル曲を演奏する、ミュージシャンによるコンテスト『夢色ミュージックコンテスト』を開催している。グランプリ受賞者には、副賞としてオリジナル CD 100 枚を製作している。

○音楽祭運営について

- ・実行委員会形式による運営。
- ・大分市より実行委員会に対し、助成金を交付。実行委員会では、協賛・広告の募集、出演者からの運営協力金の徴収、屋台運営、募金の呼びかけ等により運営資金の確保に努めている。

○平成 27 年度事業費 助成金 1,0000 千円

3) 委員からの質疑

Qなぜ音楽に焦点が当てられた施策がとられたのか。

A大分市出身のアーティストより、地元に貢献したいとの意向があったことをきっかけに、有識者による検討委員会を立ち上げ、様々な音楽施策を検討し

た。仙台市の定禅寺ストリートジャズフェスティバルも参考にし、結果として、あらゆる音楽ジャンルを対象とした、大分市民が広く参加でき、市外からの誘客も可能であるイベントとして夢色音楽祭を開始した。また、大分市は日本における西洋音楽発祥の地であると言われており、音楽に絡めたまちづくりができないかということも一つのコンセプトとなっていた。

Q 四日市市では、動員をかけなければ地域のイベントにそれほど人が集まらないというケースが散見されるが、公民館等で開催されているどこでもコンサートの参加状況はどのようなものか。

A 広報については、市民センター等周辺の小学校等に事前にチラシを配布したり、自治員の方にも周知を依頼しているほか、市が管理している広報看板等でもPRを行っている。天候等には左右されるものの、毎回平均80名ほどの参加があり、年齢層についても幅広い参加が見られる。

Q 同コンサートについて、音楽だから集客力が高いと考えているか。

A 演目によって人気の差はあるが、音楽というテーマが取っ付きやすいことは一つの理由であると考えます。また、音楽イベントを中心市街地のみで行うのではなく、各地域へ出向いて市民が容易に鑑賞できるようにするという意味合いもあるため、集客には手を尽くすものの、集まりが悪いので事業廃止するという性質のものではない。

Q 同コンサートの入場者の変動は各年度どのようなものか。

A 上下はある。少ない場合の理由は、天候によるものや、場所の選定によるものと考えられる。行政側としては、出演者の選定や日程の調整などについて、なるべく人が集まりやすいものとなるよう工夫している。

Q 夢色音楽祭内のコンテストについて、これをきっかけにメジャーデビューした例はあるのか。

A 現段階ではないが、一昨年度のコンテスト優勝者が今年度上京される予定はあるとのことである。

Q 夢色音楽祭内のコンテスト副賞のCD製作については、市内の録音スタジオで行っているのか。

A 市内の録音スタジオで録音し、市内事業者がジャケットをデザインした上で販売している。

Q 夢色音楽祭について、同様の事業が民間では行われていないのか。行われている場合、民間で行う事業の方が盛況となる傾向はないか。

A 商店街の一角や郊外の公園で行われているイベントはあるが、夢色音楽祭については幅広い音楽ジャンルを対象として中心市街地35ステージで行われているため、集客数は一番多いのではないかと考えている。集客は市内の方が多いが、県外からの来客もある。

Q 夢色音楽祭の実行委員会について、実質的な運営主体は市となるのか。

A 市が庁舎内に事務局を置くスタイルではなく、商店街の中に事務局を設置し、半年間事務員を雇っている。文化国際課は通年で事務局の補助を行う形となるが、意思決定については、有志の実行委員が行うこととなる。

Q 担当部局以外の行政職員も音楽祭当日はボランティアに参加するのか。

A それほど行政職員は関与せず、基本的には実行委員会メンバーの中で回してもらっている。意思決定の流れについても、企画から承認まで市は極力関与せず、実行委員会の自主性に任せる形としている。

Q 夢色音楽祭の開催に当たり、出演者の練習場所は確保できているのか。また、市内35ステージでの開催について、PAやボランティア等の人材は十分担保されているのか。

A 公的な練習スタジオについては、市所有のホルトホール大分内に3カ所、コンパルホール内に2カ所設けているほか、大分県芸術文化スポーツ振興財団の所有するiichiko総合文化センター内に10カ所程度設置されている。また、大分市にはライブハウスが多く、大きな音を伴うバンド練習等については、民間のライブハウスに併設のスタジオを使用することが多い。PAについては、市内に音響関係の事業者が10ほどあるが、それのみでは35ステージを賄うことはできないため、近隣市町村の事業者にも協力を求めている。また、人材については、会場設営や受付等にかかるボランティアを雇っているほか、アナウンス学校等に協力依頼をし、各ステージのMCを担当するボランティアを派遣してもらうこともある。

Q 夢色音楽祭のステージは常設か。また、使用料はどのようなものか。

A 市内若草公園に常設のステージがあり、通常時も様々な使用ができる。使用料については、夢色音楽祭のようにテント等で閉めきらずに開放的に行うものであればステージについては無料となる。ただし、屋台のブース等については、1㎡当たり30円の料金が必要となる。

Q 夢色音楽祭助成金は1000万円であるが、この予算額について実行委員会からの評価はどのようなものか。

A当初は2000万円ほどの助成金であったが、段階的に減額している。実行委員会も事業の財源は自主的に確保するものであるとの自覚を持っており、さまざまなアイデアのもとに協賛金の確保等に努めている。会場の設営費や音響に費用がかかり、ステージを増やすほど多くの費用が必要となるため、市の担当としては、現在の1000万円の助成金を減額しないよう努めていきたい。

Q音楽祭のパンフレットのデザインは、プロに依頼したのか。

A大分県デザイン協会所属のデザイナーから作品を募り、実行委員会において選定を行った。

Q夢色音楽祭への出演の応募はどれほどあるのか。

A応募があった方は、なるべく出演させるというコンセプトで行っているため、音源審査は行っているものの、応募数と出演数はほぼ同じとなっている。

Qクラシック音楽鑑賞への啓発・取り組みは行っているか。

Aふるさとコンサートはクラシック音楽に特化したものであり、大分市出身や大分に縁のある若手演奏家の紹介の場ともなっているため、出演者側においても来場の呼びかけは行っていると考えられる。集客数については、収容可能人数500人のホールで、毎年300人から400人ほどである。啓発については市で行っているものはないが、大分県において芸術文化スポーツ振興財団を作り、ジュニアオーケストラを組織、育成を行っている。

Q当プロジェクトへの市内音楽系大学の参加状況はどのようなものか。

A大分大学教育学部のほかに、県立芸術文化短期大学があり、その卒業生がふるさとコンサートに出演することもある。しかし、音楽技術についてはプロへの依存となっており、音楽産業が教育部門に至るまでには発展できていない。

Q音楽振興について、大分県と連携した取り組みはあるのか。

A現段階ではないが、市長が様々な面で県とも連携すべきとの姿勢を打ち出しているため、今後どのような形で連携すべきかが課題である。また、文化によるまちづくり等に意欲のある団体で構成される全国組織「創造都市ネットワーク日本」に大分県と大分市が同時加盟しており、創造都市の取り組みの面からも連携ができればよいと考えている。

Q当プロジェクトを推進する中でどのような成果を実感しているか。

A夢色音楽祭のストリートライブ出演者が昨年メジャーデビューを果たしているほか、ストリートで弾き語り等をされている方も多くなっている。また、

プロジェクトの効果と言えるかは不明であるが、人口に比して数の多い市中心部のライブハウスの経営が維持できている面からも、音楽祭等に多くの出演者が出られるだけのバックボーンができていないのではないかと考える。

Q 市内ホルトホールの指定管理者が行う自主事業と、市の夢色音楽プロジェクトとはどのように棲み分けを行っているのか。

A プロジェクト内のふるさとコンサートについては、市内の演奏家育成や発表の場の提供を主眼において、大分市に縁のある演奏家であることを出演の条件としている。指定管理者の自主事業の中でこれを行った場合、収益・集客面で問題が出る可能性があると考えます。

Q 「音楽を活かした市民の手によるまちづくり」、「音楽のまち大分」を実現するという目的の達成度はどのように評価しているか。

A 実行委員会がある程度独立した形で企画・運営ができています点からも「市民の手によるまちづくり」についてはかなりの達成度があると実感しています。「音楽のまち大分」の実現について、毎週どこかで音が鳴っているという状況にまでは至っていないが、どこでもコンサートを月1回ペースで開催し、夢色音楽祭についても実行委員会と協働しながら、イベントをできるだけ多く開催できるように努めています。

Q 当プロジェクトについて、市民からの評価はどのようなものか。

A 出演者や来場者の評価は比較的好評である。来場者へのアンケートの結果、多くが当初から当事業を目的として訪れていることが分かった。また、苦情については、会場周辺の住民からの音に対するものが多く、近隣商店からの苦情もある。近隣の住民等への早めの事前周知を心がけるとともに、音響についても聴衆にのみ音が届くような工夫をするよう努めている。

4) 委員会としての所感

大分市は、日本における西洋音楽・西洋演劇発祥の地と言われており、平成26年には、「大分市文化・芸術振興計画（2020 わくわく大分文化・芸術ゆめプラン）」が策定されている。平成25年には市民の文化・芸術活動の新たな拠点としてホルトホール大分が開館し、市民と行政が一体となって多彩で多様な文化・芸術のさらなる振興を図ることが期待されている。

そのような中、平成20年度から推進されている「おおいた夢色音楽プロジェクト」は、音楽を活かした市民の手によるまちづくり、地域活動の活性化を目

的としており、音楽のまちを象徴する鑑賞・参加・育成型のイベントとして上述のコンセプトの異なる4事業が行われている。どこでもコンサートについては、地域の公民館等で開催されるミニコンサートでありながら、平均80人の来場者があるなど、いずれの事業も盛況であるとの印象を受けた。

おおいた夢色音楽祭は、プロジェクト内の最大のイベントであり、実行委員会形式で運営されている。平成26年度には2日間延べ35ステージで行われており、約55,000人の観客を呼び込む大規模なものであるが、ホルトホールなどの公共施設のほか、民間のライブハウスが充実していることにより、練習場所の確保には苦慮していない模様である。

また、同音楽祭の実施については、企画から運営に至るまで原則として実行委員会の自主性に委ねており、市は経費の助成及び事務局の補助を行うにとどめていることに特徴がある。当初から音楽祭鑑賞を目的に訪れる来場者も多く、概ね好評であることから、行政としても「音楽を活かした市民の手によるまちづくり」についてはかなりの達成度があると感じているようである。行政主導によることなく、市民の手によって文化を形成していくという姿勢については本市も見習うべきと感じた。

当プロジェクトについては、大分市に縁のある若手音楽家の育成という観点も含まれている。ふるさとコンサートはクラシック音楽に特化したものであり、大分市に縁のある若手演奏家であることを出演条件としている。このような出演条件を設けることは、採算性を重視する民間では難しいことから行政が取り組む事業としていることは興味深い。

本市においても、市の主催する全国ファミリー音楽コンクール、四日市市文化会館の指定管理者である文化まちづくり財団が主催する四日市ジャズフェスティバルという大きな音楽イベントがある。ファミリー音楽コンクールについては、市の主要事業の一つであり、全国的な認知度も高まっている一方、ジャズフェスティバルについては指定管理者の自主事業であるものの、毎年かなりの盛況を見せている。大分市の取り組みを視察し、改めて、企画・運営をできる限り市民の手に委ねることは、市民文化の発展に向けて重要な視点であると感じた。今後、本市の文化力を育成するに当たり、市民の自主性を重視することを基本に据え、民間では賄いきれない部分を支援するという仕組みについても議論していく必要があるのではないかと考える。

(下関市)

1. 市勢 市制施行 明治 22 年 4 月 1 日
人 口 273,736 人 (平成 27 年 3 月 31 日付)
面 積 715.89 平方キロメートル
2. 財政 平成 27 年度一般会計当初予算 1265 億円
平成 27 年度特別会計当初予算 798 億 5337 万 8 千円
平成 27 年度企業会計当初予算 563 億 483 万 7 千円
合 計 2626 億 5821 万 5 千円
3. 議会 条例定数 34
4 常任委員会 (総務、経済、文教厚生、建設)

4. 視察事項 (「ジビエ有効活用推進事業」について)

1) 視察目的

本市においては、近年、サル、イノシシ、シカ等の野生鳥獣の出没域が拡大し、農作物等への被害が深刻な状況となっているほか、イノシシ等による民家への被害も発生しており、鳥獣被害への対策が急務となっている。

本市と同様にサル、イノシシ、シカ等の被害に苦しむ下関市では、農林水産物等の被害軽減のために、捕獲したイノシシ及びシカを地域資源として有効活用し、同対策に取り組む際の負担軽減及び捕獲意欲向上を図ることを目的として、平成 21 年度より、ジビエ有効活用推進事業を行っている。

具体的には、山口県初の公設による有害獣肉加工処理施設として、下関市豊田町の農業公園敷地内に「みのりの丘ジビエセンター」を開設し、指定管理制度による運営を行っており、有害獣の買い取り、肉の販売は指定管理者の責任において自主企画事業として行われている。

現在本市議会において、有害鳥獣対策についての議論が盛んになされているところであるが、以前当委員会において、ジビエの有効活用を推進することにより、鳥獣被害の軽減につなげることができるのではないかとの意見も出されている。そこで、下関市における有害鳥獣被害の実態及びその対策を確認するとともに、上記のような取り組みを本市の鳥獣被害防止に向けた参考とすべく、視察を行った。

2) 下関市における有害鳥獣被害の実態について

A. 下関市における有害鳥獣対策の体制について

下関市では、農林水産部農林整備課に5名から成る有害鳥獣対策室を設置し、有害鳥獣対策に特化した業務を行っている。また、市域が広いため、合併前の旧4町については、総合支所内に農林課（農林水産課）を設置し、対応に当たっている。

B. 下関市の野生獣による被害額の推移及び捕獲実績について

下関市は、市域の約3分の2を森林が占めており、林野部を中心に広がる中山間地域を中心に、イノシシやニホンジカ等による農林作物の被害が著しくなっている。中山間地域は、人口減少及び住民の高齢化による地域活力の減退が課題となっており、その地域活力の維持のためにも有害鳥獣対策が急がれるところである。

有害鳥獣の捕獲については、銃器、箱わな、防護柵、くくり罠（下関市は狩猟用くくり罠の架設禁止区域となっているため、有害鳥獣駆除に限定される）を用いた対策をとっており、一定の捕獲効果は出ているものの、特にシカによる被害が著しい状況である。有害鳥獣による被害額及び捕獲実績の推移は次のとおり。

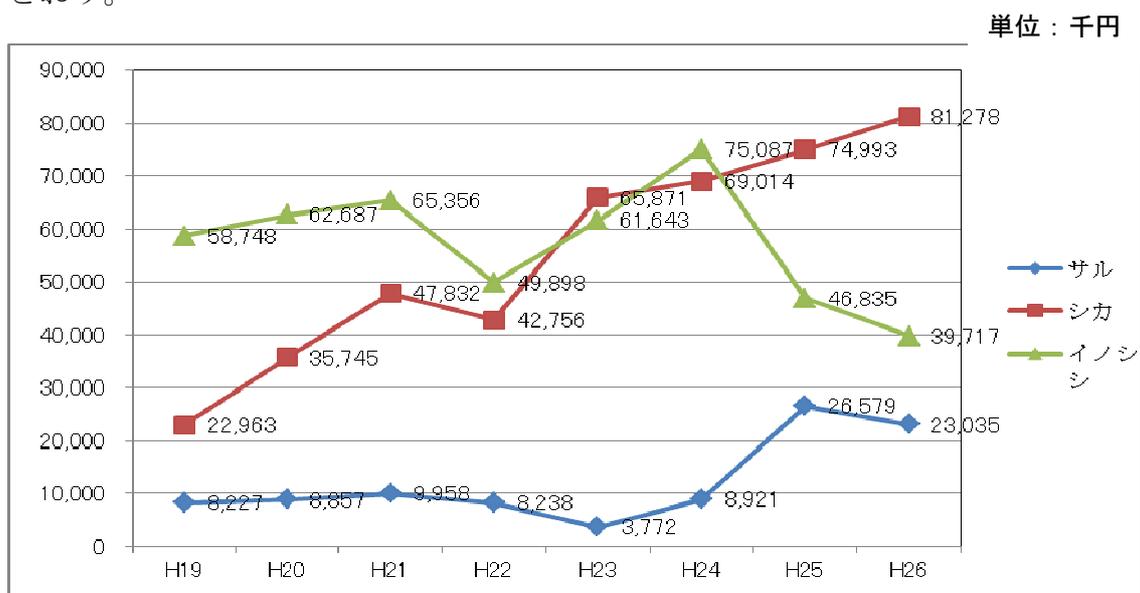


図1：野生獣による被害額の推移

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
シカ	870頭	931頭	995頭	1,056頭	1,210頭	1,467頭	1,301頭	1,360頭	9,190頭
イノシシ	685頭	769頭	826頭	1,496頭	1,491頭	1,431頭	1,202頭	1,047頭	8,947頭
サル	17頭	42頭	13頭	35頭	29頭	47頭	45頭	48頭	276頭
計	1,572頭	1,742頭	1,834頭	2,587頭	2,730頭	2,945頭	2,548頭	2,455頭	18,413頭

図2：野生獣の捕獲実績

C. 鳥獣被害対策に係る民間への支援について

地域の取り組みに対しての支援は特にないが、国庫補助による防護柵の要件に該当しない3戸未満の防護柵設置の要望に対して、市が資材費の3/4を補助する制度を設けている。

D. 鳥獣被害対策に係る予算状況について

総額は約6,900万円であり、そのうち、捕獲対策にかかるものが2,000万円、防護柵設置にかかるもの（国庫補助を含む）が4,200万円となっている。

E. 今後の課題について

上述のとおり、下関市については、中山間地域でのシカによる被害が深刻な状況である。これまでサル、シカの銃器以外による捕獲方法が課題であったが、サルについては平成27年8月より大型捕獲柵1基が導入される。しかし、シカについては依然効果的な捕獲方法が見出せていないため、その確立に向けた検討が急がれる。

3) みよりの丘ジビエセンターについて

A. みよりの丘ジビエセンター建設に至る背景について

上述のとおり、下関市では、特に中山間地域において、人口減少や住民の高齢化による地域活力の減退が課題となっており、これに加えてニホンジカやイノシシ等による鳥獣被害が頻発している。こうした状況は、当地に住まう農業従事者の営農意欲を低下させることにもなりかねず、食料供給地域としての中山間地域の維持に向けた早急な対策が課題となっていた。

平成18年度以降、下関市は、有害鳥獣の共同捕獲など、隣接する長門市との連携による取り組みを行ってきたが、上記のような状況を受け、両市長の会談により、平成20年8月に、捕獲した有害鳥獣を有効活用することによって捕獲意欲の向上や被害の減少を図る体制作りについて両市で検討することが決定された。

以上の背景により、有害鳥獣対策を地域振興のための契機ととらえ、その獣肉を活用することで新たな仕組みを作り、地域そのものの改善に結び付けるとの観点から、みのりの丘ジビエセンター設立に至っている。

B. みよりの丘ジビエセンター設立に至る取り組みの状況

○平成21年度からの取り組み状況

みのりの丘ジビエセンターについては、以下の段階を踏んで供用開始にいたっている。

①E型肝炎ウイルス感染調査（平成21年度～23年度）

（内容）研究委託先：国立大学法人 山口大学 農学部

研究方法：市内で捕獲した検体の血液、肝臓を委託先に送致し、

E型ウイルス（HEV）抗体を検出

結果：イノシシについてはHEV抗体を保有

シカについてはイノシシに比べ感染率が低い

今後の指導方針：イノシシ・シカ肉は必ず加熱処理

②施設建設意見交換会

<対象者> 猟友会、農林業従事者、JA、食肉加工販売業者、下関市立下関保健所等の関係者

<内容> ・ 猟友会の協力体制

・ 食肉加工販売業

・ 食品衛生上の問題

③先進地視察

・ 平成21年9月 研修（職員が参加）

「おおち山くじら地域ブランドに向けた取り組み」（美郷町産業振興課）

・ 平成21年10月 視察（職員が参加）

を図る。

⑤建設予定地地元説明会の開催、同意取得

：地元自治会、栗野川漁業協同組合

⑥イノシシ等の処理衛生管理ガイドライン策定

と畜場法第3条第1項は、「この法律で「獣畜」とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊をいう。」と規定しており、イノシシ・シカの野生獣については、既定がなく、捕獲から解体に至る衛生的処理の基準がない。このことから、下関市保健所の協力により、下関市イノシシ等の処理衛生管理ガイドラインを策定。

⑦ジビエPR・加工品アンケート調査及び販路調査

市内飲食店・食肉販売店に対し、ジビエを使った料理や商品への関心等のアンケート調査を実施し、市内230店舗のうち、約1/4が関心を示した。

また、イノシシ8種類、シカ7種類のジビエ料理の試食会を実施。いずれもおいしくないとの意見は少数であった。

⑧施設実施設計 ⇒ 施設建設

⑨指定管理者選定 ⇒ 供用開始

C. みのりの丘ジビエセンター（供用開始：平成25年4月）の概要

①施設開設にかかる経費について

総事業費：56,148千円

うち
┌ 国費：27,229千円
└ 市費：28,919千円

⇒ ・ 建築工事 : 48,288 千円

建築主体工事 : 16,141 千円
給排水衛生設備工事 : 27,737 千円
電気設備工事 : 4,410 千円

- ・ 造成工事 : 2,730 千円
- ・ 備品購入費 : 5,130 千円

②年間計画処理頭数

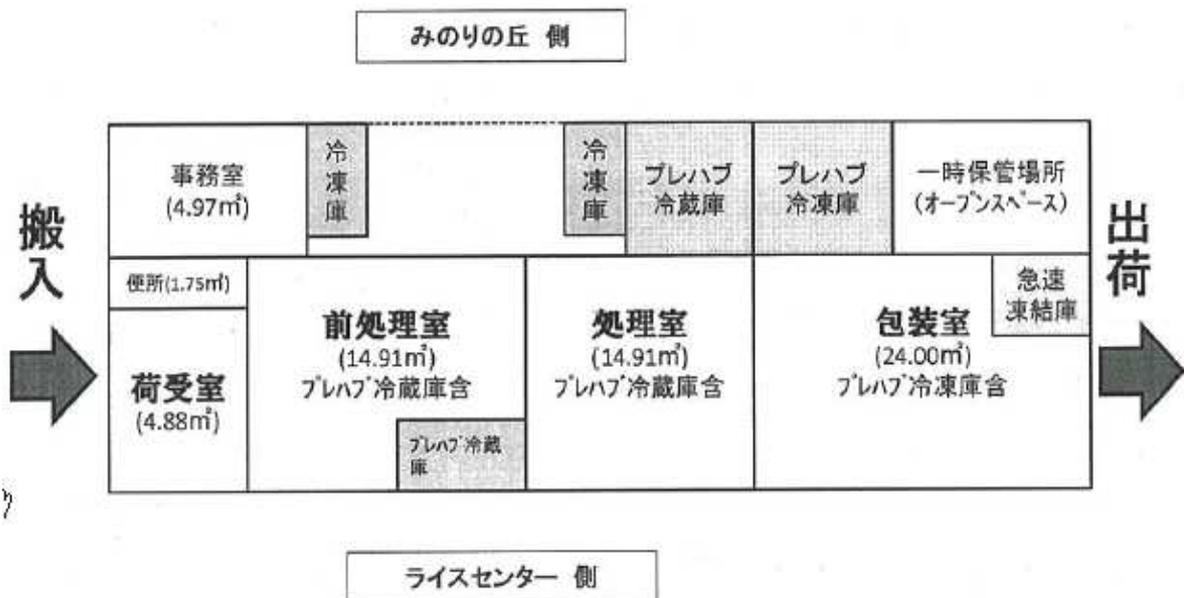
北部中山間地域における年間計画処理頭数 年間 600 頭

【内訳】

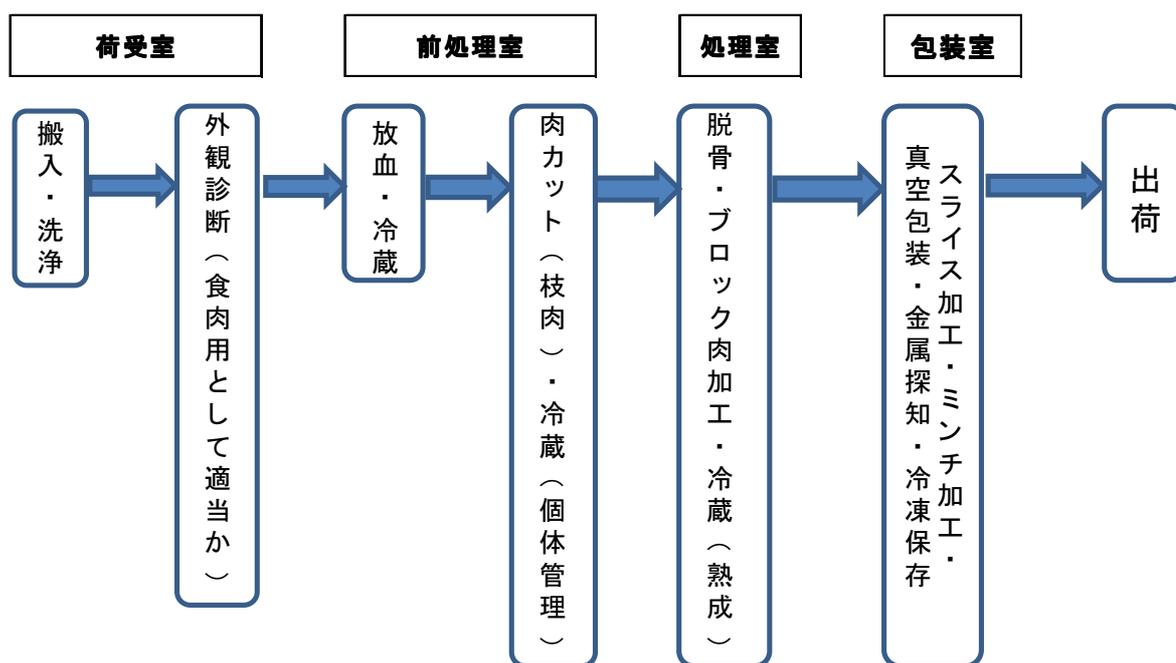
- ・ イノシシ⇒310 頭/年
- ・ シカ ⇒290 頭/年

③施設配置図

【延べ床面積 : 65.42 m² (約 19.8 坪)】



④搬入から出荷までの流れ



⑤指定管理者が行う業務

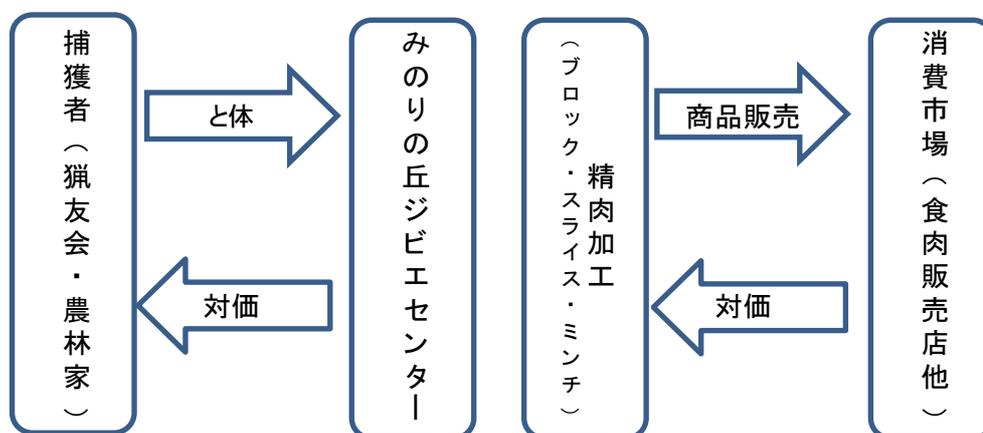
○指定管理業務

捕獲隊等の施設利用者に対する施設使用許可業務、施設維持管理業務及び施設運営業務。(指定管理料年額 534 万 9 千円)

○自主企画事業

捕獲されたと体の買取事業、解体処理請負事業、及び精肉加工事業。

⑥施設における受け入れ方法



⑦供用開始から現在までの状況

○平成 25 年度及び 26 年度搬入個体数

・平成 25 年度 595 頭（イノシシ 134 頭、シカ 461 頭）

・平成 26 年度 546 頭（イノシシ 114 頭、シカ 432 頭）

※当初の計画よりもシカの搬入が多くなっている一方、イノシシの搬入が伸びていない。イノシシは自家消費しやすいことなどが理由と考えられる。

○商品化及び販売

・イノシシ・シカ肉加工品全 12 品

シカロースブロック、イノシシスライス肉（ロース）

イノシシスライス肉（ロースとモモ）、シカスライス肉（ロースとモモ）

イノシシ・シカミンチ、イノシシメンチカツ、シカミルフィーユカツ

イノシシ・シカウインナー、イノシシ・シカフランクフルト

・平成 25 年 5 月 24 日より販売開始

みのりの丘売店、道の駅西の市、道の駅豊北など

⑧今後の課題について

・一般的なジビエの認知度がまだ不十分である。

・野生鳥獣の捕獲量は時期によって波があり、それに伴い搬入量も増減するため、需要に十分対応できない可能性がある一方、膨大な在庫を抱えることは困難である。需要と供給のバランスをとりながら、需要の拡大を図っていくことが求められる。

4) 委員からの質疑

Qシカの捕獲頭数が増加傾向にあるが、これは個体数が増えているためか。

A国の調査によれば、山口県西部で約 2 万頭が生息しているとのことである。

捕獲技術の向上による捕獲頭数の増加ではない。

Q下関市では、鳥獣被害にかかる被害額をどのように把握しているか。また、

約 140,000 千円の被害額は通常のものなのか。

A農協、共済組合及び森林組合に各地域の被害状況の調査を依頼しているほか、

市が連絡を受けて被害パトロールを行っており、それらを集計し、地域的に

重複のあったものについては省きながら計算している。被害額については、下関市だけで山口県の約1/3を占めており、非常に多いと考えている。

Q イノシシとシカの被害はどのように区別しているのか。

A 足跡等で判断しているため、基本的には被害の重複計算はないと考えている。

Q 平成17年2月の市町村合併を機に被害が急激に増えたのか。

A 特にシカによる害が急増している。最近まで、山口県がシカを県獣として保護しており、捕獲制限があったことに加え、狩猟者が減少していることが影響していると考えている。シカは繁殖力が高いため、山口県としても集中的な対策を行う予定であるが、因果関係は不明であるもののシカが増えればイノシシが減るという傾向はあるように感じている。イノシシは箱わなによりまとめて捕獲ができ、効果が上がっているものの、シカについてはオリによる捕獲は非常に難しい。加えてシカは栄養状態が極めてよく、ジビエセンターに運び込まれる個体はほぼ妊娠している状態である。

Q 平成22年度以降、シカ、イノシシの捕獲頭数がかかなり多くなっているが、要因は何か。

A シカについては、山口県による狩猟制限が緩和されたことによると考える。また、それに伴い、狩猟に行く回数が増えたためにイノシシの数も増えたのではないかと考える。

Q 精肉の価格はどれほどか。

A シカとイノシシで単価が異なるほか、部位によっても異なるが、豚肉の5割高ほどである。ジビエの栄養価について、国内に十分浸透しておらず、販路拡大が進まないことが理由の一つと考えられるため、いかに販路拡大し、消費促進するかが課題であると考えている。

Q 猟友会等の捕獲者は減少していると考えているが、狩猟は生業にはできないのか。

A 狩猟のみで生計を立てるのは困難である。下関市では、イノシシ1頭の捕獲につき、奨励金5,000円を支給しているが、銃器や狩猟犬にかかる経費もあるため、それだけでは充足していないと考える。

Q ジビエセンターでのイノシシ1頭の買取価格は5,000円よりも安いのか。

A 頭数ではなく、精肉できた部位に応じて価格を算出している。時期によるが、5,000円/kgとなることはまれであり、1kgあたり500円から1000円ほどが多い。冬場の最高級の時期であれば、イノシシの価格は総重量で七、八万円となるとも言われているが、市内には売り先がなく、他県に流れているのが

現状である。また、指定管理者に買い取ってもらう場合でも、狩猟者に対して捕獲にかかる奨励金 5,000 円は支給されることになる。

Q ジビエセンターについて、有害鳥獣対策としてのインパクトはあるのか。

A 地域資源を活かしてのまちおこしとしての観点もあるものの、ジビエセンターがあることにより、捕獲者にとっては獣の埋設にかかる負担が減ることになる。狩猟者にとってはおおむね好評である。

Q ジビエセンターの指定管理者となっている事業者は、他県等でも事業を行っているのか。

A 下関市のみで事業展開している。

Q ジビエセンターへのシカ、イノシシの搬入実績は 600 頭ほどであるが、1 日当たりはどれほど搬入があるのか。また、搬入がないときもあるのか。

A 猟次第ではあるが 0 頭のときもある。ジビエセンターは、猟に合わせて土日も営業しており、多いときは 13 頭ほど搬入されたことがある。しかし、夏場などは、品質維持が難しいため、それほど多くの搬入は望ましくない。

Q 買い取ったジビエは、直接ジビエセンターから道の駅等に出荷しているのか。

A 直接ではなく、一度本社でスライスやパック詰め等製品化を行い、そこから出荷している。

5) 委員会としての所感

野生鳥獣の出没域の拡大による農作物や民家等への被害は、全国的な課題となっており、本市においてもサル、イノシシ、シカの被害が深刻な状況となっているほか、アライグマ、ヌートリア等による被害も確認されている。本市の平成 26 年度の獣害被害金額が 940 万円ほどであるのに対し、市域の約 3 分の 2 を森林が占める下関市においては、特に中山間地域における鳥獣被害が深刻となっており、その被害額は平成 26 年度で 1 億 4 千万円にものぼっている。

そのような状況下、下関市では、農林水産部農林整備課内に設置された有害鳥獣対策室において専門的な対策を行っており、合併前旧四町は、総合支所内の農林課（農林水産課）を中心に、被害の軽減に努めている。ここ数年、シカによる被害が爆発的に増加しており、効果的な捕獲手法の確立が課題であるものの、隣接する長門市と連携して、鳥獣の共同捕獲を行う、国庫補助の要件に該当しない民間からの防護柵設置の要望について市単独で補助を行うなどの取り組みを行っており、被害の抑制に一定の効果が表れていると考えられる。

そのような中、下関市と長門市との取り組みの一環で設置されたみのりの丘ジビエセンターについては、有害鳥獣対策の促進の側面に加え、地域資源の有効活用によるまちおこしの観点も含めた事業であると感じた。野生獣を捕獲しても、そのほとんどが埋設等により処分されることとなり、その処分に手間がかかることから野生獣の捕獲が進まないというケースもあるようである。当センターは、市内食肉加工会社が指定管理者として運営しているが、その自主事業により、獣肉の買い取りから精肉加工に至るまでを行っており、イノシシ、シカを合わせれば、開設からの2年間は、年間計画処理頭数に近い個体が搬入されている。捕獲者からは概ね好評で、波はあるものの多いときでは1日13頭搬入されることもあるとのことであり、野生獣の捕獲促進に一定の成果を生んでいると考えられる。しかし、常駐の職員は一人であり、それほど施設も大きくないため、特に週末など、搬入が集中した場合の稼働状況に課題があるとも見受けられた。

精肉加工された獣肉は、製品化を経て、市内道の駅等に出荷される。当委員会が視察後訪れた「道の駅蛍街道西ノ市」においてもジビエ商品が販売されていた。需要と供給のバランスや、ジビエに対する一般的な認知度など、種々の課題はあるものの、野生獣を地域資源として活用し、まちおこしに利用するという視点も重要であると考ええる。

本市においては、現在、捕獲や追い払いにかかる取り組みに重点が置かれており、一定の効果は出ているものの、イノシシによる民家への被害が確認されるなど、依然鳥獣被害については深刻な状態が続いている。これまで以上に市を挙げた広域的な捕獲・追い払い活動に力を入れていくのはもちろんのこと、捕獲した鳥獣を活用することにより、捕獲意欲の向上及び地域活性化につながることも被害抑制に向けた重要な視点であるということ認識し、さらなる鳥獣被害の軽減に向けた議論に努めたいと考える。